

令 0 3 原 機（科保） 0 9 9
令 和 4 年 3 月 3 1 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、
別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別表に示す。

1. 変更の内容

(1) 施設管理に係る運用の変更

- 1) 品質マネジメント活動のプロセスの一部として実施している施設管理の有効性評価の明確化のための変更（第1編第30条の8の2及び別表第6、第2編第37条の7、第3編第22条の12、第4編第8条の6、第5編第27条の7、第6編第12条、第7編第24条の7、第8編第9条の2、第9編第10条の2、第11編第22条の7並びに第12編第4条の17）
- 2) 施設管理に関する文書等の作成に係る要領の追加（第1編第17条表4.2.1）
- 3) 施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係る記載の変更（第1編第4条、第30条の6、第30条の7及び別表第6、第2編第37条の4、第37条の5及び第38条、第3編第22条の9及び第22条の10、第4編第8条の3及び第8条の4、第5編第27条の4及び第27条の5、第6編第9条及び第10条、第7編第24条の4及び第24条の5、第8編第7条及び第8条、第9編第8条及び第9条、第11編第22条の4及び第22条の5並びに第12編第4条の14及び第4条の15）
- (2) 修理及び改造計画、保守結果等の通知先及び報告先の適正化のための変更（第2編第42条の3、第3編第30条及び別表第15、第4編第12条及び別表第4、第5編第31条及び別表第20、第6編第16条、第7編第28条及び別表第15、第8編第14条、第9編第15条、第11編第26条及び別表第15の2並びに第12編第8条及び別表第3の2）
- (3) 東海第二発電所防潮堤設置に伴う周辺監視区域の変更（第2編別図第1）
- (4) JRR-4の燃料要素の搬出完了に伴う変更（第1編第7条、別表第3及び別表第6並びに第6編第3条、第6条及び第17条）
- (5) NSRRで使用する新型の試験燃料用カプセルの追加に伴う変更（第7編別表第19-1、別表第20及び別表第21）
- (6) STACYで使用する燃料のための貯蔵設備の新規設置に伴う変更（第11編第4条、第27条の2、第27条の3、第43条、別表第15の3、別表第16、別図第3、別図第4及び別図第5）

2. 変更の理由

(1) 施設管理に係る運用の変更

- 1) 品質マネジメント活動のプロセスの一部として実施している施設管理の有効性評価の明確化のため。
- 2) 施設管理に関する文書等の作成に係る要領の策定のため。
- 3) 施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係るこれまでの運用の実績等を踏まえ、詳細手順は上記2)の要領に基づき運用するため。
- (2) 通知先及び報告先の明確化又は適正化を行うため。
- (3) 日本原子力発電株式会社の東海第二発電所に防潮堤が設置されることに伴い周辺監視区域を変更するため。なお、法令に定める周辺監視区域について講ずべき措置に関しては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と日本原子力発電株式会社との

「周辺監視区域等の使用に関する覚書」に基づき、引き続き実施する。また、今回の周辺監視区域変更に伴い変更する境界付近は、原子力科学研究所の施設から遠ざかる変更のため、周辺監視区域に業務上立ち入る者が受ける原子力科学研究所の施設からの実効線量が1年間につき1 mSvを超えるおそれはない。

- (4) JRR-4の燃料要素の搬出完了に伴い、JRR-4の燃料要素に係る業務を見直すため。
- (5) NSRRで使用する新型の試験燃料用カプセルであるI-T型大気圧水カプセルの管理に係る記載の追加を行うため。
- (6) STACYで使用する燃料を受け入れるための貯蔵設備を新規に設置するための記載の追加を行うため。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。
ただし、改正後の第2編別図第1は、施行日以降、改正後の周辺監視区域境界に標識を設置した日から施行する。
- (2) この規定の施行日以降、STACYの棒状燃料貯蔵設備Ⅱに係る使用前検査合格証の交付を受けるまでの間は、棒状燃料貯蔵設備Ⅱにおける燃料の貯蔵を行わないものとする。

以上

別 表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 1 編 総則

令和 4 年 3 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 1 編 総則）

変 更 前	変 更 後	備 考
第 1 編 総 則 目 次 （省略） 第 1 章 通則 第 1 条 ～ 第 3 条 （省略） （定義） 第 4 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） ～ （30） （省略） <u>（31）「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項、原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</u> <u>（32）「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</u> 第 5 条 （省略） 第 2 章 保安管理体制 第 1 節 組織及び職務 第 6 条 （省略） （職務） 第 7 条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 （1） ～ （28） （省略） （29）J R R－4 管理課長は、施設管理者として、J R R－4 の廃止措置の管理並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、<u>核燃料管理者として、未使用燃料要素の管理及び</u>区域管理者として、J R R－4 の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。 （30） ～ （39） （省略） 2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第 3 に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。 3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者	第 1 編 総 則 目 次 （変更なし） 第 1 章 通則 第 1 条 ～ 第 3 条 （変更なし） （定義） 第 4 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） ～ （30） （変更なし） <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> 第 5 条 （変更なし） 第 2 章 保安管理体制 第 1 節 組織及び職務 第 6 条 （変更なし） （職務） 第 7 条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 （1） ～ （28） （変更なし） （29）J R R－4 管理課長は、施設管理者として、J R R－4 の廃止措置の管理並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、区域管理者として、J R R－4 の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。 （30） ～ （39） （変更なし） 2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第 3 に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。 3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者	用語の削除に伴う定義の削除 燃料要素の搬出完了に伴う管理の削除

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 1 編 総則）

変 更 前	変 更 後	備 考
が行う。 4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。 (1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。 (2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。 5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。 第 8 条 ～ 第 10 条 （省略） 第 2 節 委員会 （省略） 第 3 節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 （省略） 第 4 節 独立検査組織 （省略） 第 3 章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画） 第 17 条 第 2 条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 【品質マネジメント計画】 1. 目的 ～ 8. 評価及び改善 （省略） 図 4.1 品質マネジメントシステム体系図（省略） 図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図（省略）	が行う。 4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。 (1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。 (2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。 5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。 第 8 条 ～ 第 10 条 （変更なし） 第 2 節 委員会 （変更なし） 第 3 節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 （変更なし） 第 4 節 独立検査組織 （変更なし） 第 3 章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画） 第 17 条 第 2 条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 【品質マネジメント計画】 1. 目的 ～ 8. 評価及び改善 （変更なし） 図 4.1 品質マネジメントシステム体系図（変更なし） 図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図（変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変 更 前					変 更 後					備 考
表 4. 2. 1 品質マネジメントシステム文書					表 4. 2. 1 品質マネジメントシステム文書					文書名の適正化
関連条 項	項目	文書名	承認者	文書番号	関連条 項	項目	文書名	承認者	文書番号	
4.2.2	品質マニ ュアル	(省略)			4.2.2	品質マニ ュアル	(変更なし)			
4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管 理	(省略)			4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管 理	(変更なし)			
5.1	経営者の 関与	(省略)			5.1	経営者の 関与	(変更なし)			
5.4.1	品質目標	(省略)			5.4.1	品質目標	(変更なし)			
5.5.4	内部コミ ュニケー ション	(省略)			5.5.4	内部コミ ュニケー ション	(変更なし)			
5.6.1	マネジメ ントレビ ュー	(省略)			5.6.1	マネジメ ントレビ ュー	(変更なし)			
6.2.2	力量、教 育・訓練 及び認識	(省略)			6.2.2	力量、教 育・訓練 及び認識	(変更なし)			
7.1	業務の計 画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	7.1	業務の計 画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	
		原子力科学研究所放射線安全 取扱手引	所長	(科)QAM-711			原子力科学研究所放射線安全 取扱手引	所長	(科)QAM-711	
		原子力科学研究所核燃料物質 等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712			原子力科学研究所核燃料物質 等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712	
		原子力科学研究所事故対策規 則	所長	(科)QAM-713			原子力科学研究所事故対策規 則	所長	(科)QAM-713	
		原子力科学研究所事故故障及 び災害時の通報連絡に関する 運用基準	所長	(科)QAM-714			原子力科学研究所事故故障及 び災害時の通報連絡に関する 運用基準	所長	(科)QAM-714	
		原子力科学研究所保全有効性 評価要領	所長	(科)QAM-715			原子力科学研究所施設管理及 び保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715	
		原子力科学研究所 PI 設定評 価要領	所長	(科)QAM-716			原子力科学研究所 PI 設定評 価要領	所長	(科)QAM-716	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 1 編 総則）

変 更 前					変 更 後					備考
							原子力科学研究所保全文書策 定要領	所長	(科)QAM-717	保全文書の策定に係る要領 の追加
		保安管理部の業務の計画及び 実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710			保安管理部の業務の計画及び 実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710	
		放射線管理部業務の計画及び 実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710			放射線管理部業務の計画及び 実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710	
		工務技術部の業務の計画及び 実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710			工務技術部の業務の計画及び 実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710	
		研究炉加速器技術部業務の計 画及び実施に関する要領	研究炉加速器技 術部長	(科研)QAM-710			研究炉加速器技術部業務の計 画及び実施に関する要領	研究炉加速器技 術部長	(科研)QAM-710	
		臨界ホット試験技術部の業務 の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験 技術部長	(科臨)QAM-710			臨界ホット試験技術部の業務 の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験 技術部長	(科臨)QAM-710	
		バックエンド技術部業務の計 画及び実施に関する要領	バックエンド技 術部長	(科バ)QAM-710			バックエンド技術部業務の計 画及び実施に関する要領	バックエンド技 術部長	(科バ)QAM-710	
		原子力施設検査室の業務の計 画及び実施に関する要領	原子力施設検査 室長	(科検)QAM-710			原子力施設検査室の業務の計 画及び実施に関する要領	原子力施設検査 室長	(科検)QAM-710	
7.3	設 計 ・ 開 発	(省略)			7.3	設 計 ・ 開 発	(変更なし)			
7.4	調達	(省略)			7.4	調達	(変更なし)			
7.6	監視機器 及び測定 機器の管 理	(省略)			7.6	監視機器 及び測定 機器の管 理	(変更なし)			
8.2.2	内部監査	(省略)			8.2.2	内部監査	(変更なし)			
8.2.4	検 査 及 び 試 験	(省略)			8.2.4	検 査 及 び 試 験	(変更なし)			
8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管 理 是正処置 等 未然防止 処置	(省略)			8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管 理 是正処置 等 未然防止 処置	(変更なし)			
第 18 条 ～ 第 26 条の 3 （削除）					第 18 条 ～ 第 26 条の 3 （削除）					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変 更 前	変 更 後	備 考
第 4 章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（省略）	第 4 章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（変更なし）	
第 4 章の 2 共通施設の管理	第 4 章の 2 共通施設の管理	
第 30 条の 2 ～ 第 30 条の 5 （省略）	第 30 条の 2 ～ 第 30 条の 5 （変更なし）	
（施設管理実施計画等の策定）	（施設管理実施計画等の策定）	
第 30 条の 6 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。	第 30 条の 6 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。	
イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。	イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。	
ロ 共通施設の設計及び工事に関すること。	ロ 共通施設の設計及び工事に関すること。	
ハ 共通施設の巡視（共通施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。	ハ 共通施設の巡視（共通施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。	
ニ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。	ニ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。	
ホ 共通施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。	ホ 共通施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。	
ヘ 共通施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。	ヘ 共通施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。	
ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。	ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。	
チ 共通施設の施設管理に関する記録に関すること。	チ 共通施設の施設管理に関する記録に関すること。	
<u>2 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u>	<u>（削る）</u>	前項ロ及びニと重複しているため削除
<u>イ 共通施設の工事の方法及び時期</u>		
<u>ロ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u>		
<u>3 危機管理課長は、第 1 項の施設管理実施計画並びに前項の設備保全整理表及び検査要否整理表</u> について、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	<u>2 危機管理課長は、前項の施設管理実施計画</u> について、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	第 2 項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ
<u>4 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u>	<u>3 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u>	項番号の繰上げ
（保全活動の実施）	（保全活動の実施）	
第 30 条の 7 危機管理課長は、共通施設について、施設管理実施計画 <u>並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u> に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。	第 30 条の 7 危機管理課長は、共通施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。	前条第 2 項の削除に伴う変更
第 30 条の 8 （省略）	第 30 条の 8 （変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 1 編 総則）

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第 30 条の 8 の 2 保安管理部長は、共通施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 保安管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u>	施設管理の有効性評価の明確化のため
第 30 条の 9 ～ 第 30 条の 12 （省略）	第 30 条の 9 ～ 第 30 条の 12 （変更なし）	
第 5 章 核燃料物質等の運搬 ～ 第 10 章 記録及び報告 （省略）	第 5 章 核燃料物質等の運搬 ～ 第 10 章 記録及び報告 （変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 1 編 総則）

変 更 前						変 更 後						備考		
別表第 1 原子炉施設の区分（第 3 条関係）												別表番号の変更に伴う適正化		
区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設		区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設				
				屋 内 管 理 用 放 射 線 管理設備	屋外管理用放射線管理 設備					屋 内 管 理 用 放 射 線 管理設備	屋外管理用放射線管理 設備			
廃棄物処 理場	(省略)					第 2 編 別 表第 15 に 掲 げ る 放 射 線 測 定 機器	廃棄物処 理場	(変更なし)					第 2 編 別 表第 15 に 掲 げ る 放 射 線 測 定 機器	
J R R－2	(省略)						J R R－2	(変更なし)						
J R R－3	(省略)						J R R－3	(変更なし)						
J R R－4	(1)原子炉本体 (2)原子炉冷却 系統施設 (3)計測制御系 統施設 (4)核燃料物質 貯蔵施設 (5)原子炉格納 施設 (6)その他利用 施設及び特定 施設以外の設備	(1)プール（実 験設備） (2)中性子ビー ム設備 (3)簡易照射筒 (4)散乱実験設 備 (5)気送管照射 設備 (6)その他実験 利用設備	(1)受変電設 備 (2)非常用電 源設備 (3)通常排気 設備 (4)液体廃棄 設備	第 6 編 別 表第 6（た だし排気ダ ストモニタ を除く。）及 び別表第 7 に掲げる放 射線測定機 器	第 6 編 別 表第 6 に 掲げる排気 ダストモニ タ	J R R－4	(1)原子炉本体 (2)原子炉冷却 系統施設 (3)計測制御系 統施設 (4)核燃料物質 貯蔵施設 (5)原子炉格納 施設 (6)その他利用 施設及び特定 施設以外の設備	(1)プール（実 験設備） (2)中性子ビー ム設備 (3)簡易照射筒 (4)散乱実験設 備 (5)気送管照射 設備 (6)その他実験 利用設備	(1)受変電設 備 (2)非常用電 源設備 (3)通常排気 設備 (4)液体廃棄 設備	第 6 編 別 表第 3（た だし排気ダ ストモニタ を除く。）及 び別表第 4 に掲げる放 射線測定機 器	第 6 編 別 表第 3 に 掲げる排気 ダストモニ タ			
N S R R	(省略)					N S R R	(変更なし)							
T C A	(省略)					T C A	(変更なし)							
F C A	(省略)					F C A	(変更なし)							
S T A C Y	(省略)					S T A C Y	(変更なし)							
T R A C Y	(省略)					T R A C Y	(変更なし)							
* ： S T A C Y 及び T R A C Y 共用						* ： S T A C Y 及び T R A C Y 共用								
** ： S T A C Y 及び T R A C Y 一部共用						** ： S T A C Y 及び T R A C Y 一部共用								
別表第 1 の 2 共通施設（第 3 条・第 30 条の 3・第 30 条の 10 関係） (省略)														
別表第 2 非常事態（第 4 条第 17 号・第 39 条・第 40 条・第 42 条・第 51 条関係） (省略)														

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変 更 前												変 更 後												備考																									
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連（第7条第2項関係）												別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連（第7条第2項関係）																																					
保安活動及び 品質マネジメント活動 職位												文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー	保安活動及び 品質マネジメント活動 職位												文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー				
理事長												○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	理事長												○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○			
統括監査の職												○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	統括監査の職												○	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○			
監査プロセスの管理責任者												○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	監査プロセスの管理責任者												○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○			
研究所の管理責任者												○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	研究所の管理責任者												○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○			
安全・核セキュリティ統括本部長												○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	安全・核セキュリティ統括本部長												○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○			
安全管理部長												○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	安全管理部長												○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○			
契約部長												○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	契約部長												○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－			
本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者												○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○		本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者												○	－	－	－	－	－	－	－	－	○				
所長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－		所長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－			
原子力施設検査室長												○	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－		原子力施設検査室長												○	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－			
保安管理部長												○	－	○	－	－	－	○	－	－	○	－		保安管理部長												○	－	○	－	－	－	○	－	－	○	－			
安全対策課長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－		安全対策課長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－			
危機管理課長												○	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－		危機管理課長												○	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－			
核物質管理課長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－		核物質管理課長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－			
品質保証課長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－		品質保証課長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－			
工務技術部長												○	○	○	－	－	○	○	○	○	－	○	－		工務技術部長												○	○	○	－	－	○	○	○	○	－	○	－	
技術管理課長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－		技術管理課長												○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－			
工務第1課長												○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－		工務第1課長												○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	
工務第2課長												○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－		工務第2課長												○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	－	
放射線管理部長												○	○	○	－	○	－	○	○	－	○	－		放射線管理部長												○	○	○	－	○	－	○	○	－	○	－			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 1 編 総則）

変 更 前												変 更 後												備考		
線量管理課長	○	－	○	－	○	－	○	○	－	－	－	線量管理課長	○	－	○	－	○	－	○	○	－	－	－	燃料要素の搬出完了に伴う 管理の削除		
環境放射線管理課長	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－	環境放射線管理課長	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－			
放射線管理第 1 課長	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－	放射線管理第 1 課長	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－			
放射線管理第 2 課長	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－	放射線管理第 2 課長	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	－			
研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－			
計画調整課長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	計画調整課長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－			
利用施設管理課長	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－	利用施設管理課長	○	○	○	－	○	○	○	○	－	－	－			
研究炉技術課長	○	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－	研究炉技術課長	○	－	－	○	○	－	○	○	－	－	－			
J R R－3 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	J R R－3 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－			
J R R－4 管理課長	○	○	○	<u>○</u>	○	○	○	○	○	－	－	J R R－4 管理課長	○	○	○	<u>＝</u>	○	○	○	○	－	－	－			
N S R R 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	N S R R 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－			
バックエンド技術部長	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	バックエンド技術部長	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○		－	
高減容処理技術課長	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	高減容処理技術課長	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－		－	
放射性廃棄物管理第 1 課長	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	放射性廃棄物管理第 1 課長	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－		－	
放射性廃棄物管理第 2 課長	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	放射性廃棄物管理第 2 課長	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－		－	
廃止措置課長	○	－	○	－	○	○	○	○	○	－	－	廃止措置課長	○	－	○	－	○	○	○	○	○	－	－		－	
臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－		
ホット使用施設管理課長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	ホット使用施設管理課長	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－			
臨界技術第 1 課長	○	○ *1	○	○	○	○	○	○	○	－	－	臨界技術第 1 課長	○	○ *1	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－		
臨界技術第 2 課長	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	臨界技術第 2 課長	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－		
* 1：S T A C Y の更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。												* 1：S T A C Y の更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。														
別表第 4 （削除）													別表第 4 （削除）													
別表第 5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針（第 32 条関係） （省略）													別表第 5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針（第 32 条関係） （変更なし）													
別表第 5 の 2 緊急作業従事者選定前教育（第 32 条関係） （省略）													別表第 5 の 2 緊急作業従事者選定前教育（第 32 条関係） （変更なし）													
別表第 5 の 3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練（第 33 条関係） （省略）													別表第 5 の 3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練（第 33 条関係） （変更なし）													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前

別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)

記 録 事 項	記録すべき 場合	記録責任 者	保存責任 者	保存期間	保安規定各編の該当条番号											
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	
1. 試験研究用 等原子炉施設の 施設管理（試験 炉規則第9条第 1項に規定する ものをいう。以 下この表におい て同じ。）に係る 記録 イ 使用前確認 の結果	確認の都度	施設管理 者	施設管理 統括者	同一事項 に関する 次の確認 のときま での期間	30 の 11	42 の 2	29 の 2	11 の 2	30 の 2	9 の 2	27 の 2	13	14	25 の 2	7 の 2	
ロ 試験炉規則 第9条第1項 第4号の規定 による施設管 理の実施状況 及びその担当 者の氏名	施設管理の 実施の都度	施設管理 者	施設管理 統括者	施設管理 を実施し た試験研 究用等原 子炉施設 を解体又 は廃棄し た後5年 が経過す るまでの 期間	30 の 4 30 の 5 30 の 6 30 の 9	37 の 2 37 の 3 37 の 4 39	22 の 7 の 8 の 9	8 の 2 の 3 の 4	27 の 2 の 3 の 4 28	6 の 3 <u>6</u> <u>7</u>	24 の 2 24 の 3 24 の 4 25	6 の 7 10	7 の 8 11	22 の 2 22 の 3 22 の 4 23	4 の 13 4 の 14 5 の 4 15	
ハ 試験炉規則 第9条第1項 第5号の規定 による施設管 理方針、施設 管理目標及び 施設管理実施 計画の評価の 結果及びその 評価の担当者 の氏名	評価の都度	施設管理 者	施設管理 統括者	評価を実 施した試 験研究用 等原子炉 施設の施 設管理方 針、施設 管理目標 又は施設 管理実施 計画の改 定	30 の 8	37 の 6	22 の 11	8 の 5	27 の 6	6 の 6	24	9	10	22 の 6	4 の 16	
2. 運転記録 イ ～ リ	(省略)															
ヌ 警報装置から 発せられた 警 報 の 内 容 ＊2、＊3	その都度	施設管理 者	施設管理 者	1年間			23 37	20	19 70	28 の 6	16 62	32	30	48	19	
ル	(省略)															
3. 燃料体の記 録（試験炉規則 第16条の5の2 第11号の性能維 持施設が存在し																

備考

変更後

別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)

記 録 事 項	記録すべき 場合	記録責任 者	保存責任 者	保存期間	保安規定各編の該当条番号											
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	
1. 試験研究用 等原子炉施設の 施設管理（試験 炉規則第9条第 1項に規定する ものをいう。以 下この表におい て同じ。）に係る 記録 イ 使用前確認 の結果	確認の都度	施設管理 者	施設管理 統括者	同一事項 に関する 次の確認 のときま での期間	30 の 11	42 の 2	29 の 2	11 の 2	30 の 2	15 の 2	27 の 2	13	14	25 の 2	7 の 2	
ロ 試験炉規則 第9条第1項 第4号の規定 による施設管 理の実施状況 及びその担当 者の氏名	施設管理の 実施の都度	施設管理 者	施設管理 統括者	施設管理 を実施し た試験研 究用等原 子炉施設 を解体又 は廃棄し た後5年 が経過す るまでの 期間	30 の 4 30 の 5 30 の 6 30 の 9	37 の 2 37 の 3 37 の 4 39	22 の 7 の 8 の 9	8 の 2 の 3 の 4	27 の 2 の 3 の 4 28	8 の 2 9 の 3 10 の 4 13 の 5	24 の 2 24 の 3 24 の 4 25	6 の 7 10	7 の 8 11	22 の 2 22 の 3 22 の 4 23	4 の 13 4 の 14 5 の 4 15	
ハ 試験炉規則 第9条第1項 第5号の規定 による施設管 理方針、施設 管理目標及び 施設管理実施 計画の評価の 結果及びその 評価の担当者 の氏名	評価の都度	施設管理 者	施設管理 統括者	評価を実 施した試 験研究用 等原子炉 施設の施 設管理方 針、施設 管理目標 又は施設 管理実施 計画の改 定	30 の 8 30 の 8 の 2	37 の 6 37 の 7	22 の 11 22 の 6 12	8 の 5 の 6	27 の 6 の 7	11 の 6 12 の 7	24 の 6 24 の 7	9 の 2	10 の 2	22 の 6 22 の 7	4 の 16 4 の 17	
2. 運転記録 イ ～ リ	(変更なし)															
ヌ 警報装置から 発せられた 警 報 の 内 容 ＊2、＊3	その都度	施設管理 者	施設管理 者	1年間			23 37	20	19 70	29 の 6	16 62	32	30	48	19	
ル	(変更なし)															
3. 燃料体の記 録（試験炉規則 第16条の5の2 第11号の性能維 持施設が存在し																

備考

条番号の変更に伴う適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 1 編 総則）

変 更 前																				変 更 後																				備考	
ない場合を除く。） イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量		受渡しの都度	施設管理者	施設管理者	10 年間						33 40	<u>15</u>	30 36	19	*4	28	*4																								
ロ ～ ト		(省略)																		ロ ～ ト		(変更なし)																			
4. ～ 11.		(省略)																		4. ～ 11.		(変更なし)																			
＊１：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が５年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ＊２：原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 ＊３：原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。 ＊４：当該記録の保存期間が満了するまで保管する。 ＊５：ＪＲＲ－２、ＪＲＲ－３、ＪＲＲ－４、ＮＳＲＲ、ＴＣＡ、ＦＣＡ、ＳＴＡＣＹ及びＴＲＡＣＹの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第１課長とする。 ＊６：ＪＲＲ－２、ＪＲＲ－３、ＪＲＲ－４、ＮＳＲＲ、ＴＣＡ、ＦＣＡ、ＳＴＡＣＹ及びＴＲＡＣＹの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第１課長とする。 ＊７：ＪＲＲ－２、ＪＲＲ－３、ＪＲＲ－４、ＮＳＲＲ、ＴＣＡ、ＦＣＡ、ＳＴＡＣＹ及びＴＲＡＣＹの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法４３条の３の２第３項において準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間とする。																				＊１：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が５年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ＊２：原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 ＊３：原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。 ＊４：当該記録の保存期間が満了するまで保管する。 ＊５：ＪＲＲ－２、ＪＲＲ－３、ＪＲＲ－４、ＮＳＲＲ、ＴＣＡ、ＦＣＡ、ＳＴＡＣＹ及びＴＲＡＣＹの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第１課長とする。 ＊６：ＪＲＲ－２、ＪＲＲ－３、ＪＲＲ－４、ＮＳＲＲ、ＴＣＡ、ＦＣＡ、ＳＴＡＣＹ及びＴＲＡＣＹの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第１課長とする。 ＊７：ＪＲＲ－２、ＪＲＲ－３、ＪＲＲ－４、ＮＳＲＲ、ＴＣＡ、ＦＣＡ、ＳＴＡＣＹ及びＴＲＡＣＹの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法４３条の３の２第３項において準用する法第１２条の６第８項の確認を受けるまでの期間とする。																				燃料要素の搬出完了に伴う 変更	
別図第１ 原子炉施設の保安に関する組織図（第６条関係） (省略)																				別図第１ 原子炉施設の保安に関する組織図（第６条関係） (変更なし)																					
別図第２ 敷地内通信連絡設備 (省略)																				別図第２ 敷地内通信連絡設備 (変更なし)																					

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和4年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第2編 放射線管理）

変 更 前			変 更 後			備考
第 2 編 放射線管理			第 2 編 放射線管理			記載の適正化
目次 （省略）			目次 （変更なし）			
第 1 章 放射線管理の業務 （省略）			第 1 章 放射線管理の業務 （変更なし）			
第 2 章 管理区域等の管理			第 2 章 管理区域等の管理			
第 1 節 管理区域 ～ 第 2 節 管理区域の出入管理 （省略）			第 1 節 管理区域 ～ 第 2 節 管理区域の出入管理 （変更なし）			
第 3 節 保全区域の管理 （保全区域の管理）			第 3 節 保全区域の管理 （保全区域の管理）			
第 17 条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。			第 17 条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。			
保 全 区 域		管理を行う者	保 全 区 域		管理を行う者	
第 4 編第 4 条に規定する J R R－2 に係る保全区域	本体施設	廃止措置課長	第 4 編第 4 条に規定する J R R－2 に係る保全区域	本体施設	廃止措置課長	
第 5 編第 10 条に規定する J R R－3 に係る保全区域	本体施設（使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。）	J R R－3 管理課長	第 5 編第 10 条に規定する J R R－3 に係る保全区域	本体施設（使用済燃料貯蔵施設（北地区）を除く。）	J R R－3 管理課長	
	本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設（北地区）	研究炉技術課長		本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設（北地区）	研究炉技術課長	
	利用施設	利用施設管理課長		利用施設	利用施設管理課長	
	特定施設	工務第 1 課長		特定施設	工務第 1 課長	
第 6 編第 10 条に規定する J R R－4 に係る保全区域	本体施設 特定施設	J R R－4 管理課長 J R R－4 管理課長	第 6 編第 5 条に規定する J R R－4 に係る保全区域	本体施設 特定施設	J R R－4 管理課長 J R R－4 管理課長	
第 7 編第 8 条に規定する N S R R に係る保全区域	本体施設 特定施設	N S R R 管理課長 工務第 1 課長	第 7 編第 8 条に規定する N S R R に係る保全区域	本体施設 特定施設	N S R R 管理課長 工務第 1 課長	
第 8 編第 2 条に規定する T C A に係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第 2 課長 工務第 1 課長	第 8 編第 2 条に規定する T C A に係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第 2 課長 工務第 1 課長	
第 9 編第 7 条に規定する F C A に係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第 2 課長 工務第 1 課長	第 9 編第 7 条に規定する F C A に係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第 2 課長 工務第 1 課長	
第 11 編第 8 条に規定する S T A C Y に係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第 1 課長 工務第 1 課長	第 11 編第 8 条に規定する S T A C Y に係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第 1 課長 工務第 1 課長	
第 12 編第 8 条に規定する T R A C Y に係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第 1 課長 工務第 1 課長	第 12 編第 8 条に規定する T R A C Y に係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第 1 課長 工務第 1 課長	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 2 編 放射線管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入り口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。 第 4 節 周辺監視区域の管理 ～ 第 7 節 汚染された物品の管理 （省略） 第 3 章 被ばく管理 ～ 第 4 章 環境放射線の管理 （省略） 第 5 章 放射線管理施設の管理 第 37 条の 2 ～ 第 37 条の 3 （省略） （施設管理実施計画等の策定） 第 37 条の 4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u> <u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> <u>3 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、第 1 項の施設管理実施計画並びに前項の設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u>	2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入り口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。 第 4 節 周辺監視区域の管理 ～ 第 7 節 汚染された物品の管理 （変更なし） 第 3 章 被ばく管理 ～ 第 4 章 環境放射線の管理 （変更なし） 第 5 章 放射線管理施設の管理 第 37 条の 2 ～ 第 37 条の 3 （変更なし） （施設管理実施計画等の策定） 第 37 条の 4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>（削る）</u> <u>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前項の施設管理実施計画について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u>	第 37 条の 4 第 1 項ロ及びニと重複しているため削除 項番号の繰上げ 第 37 条の 4 第 2 項の削除に伴う変更

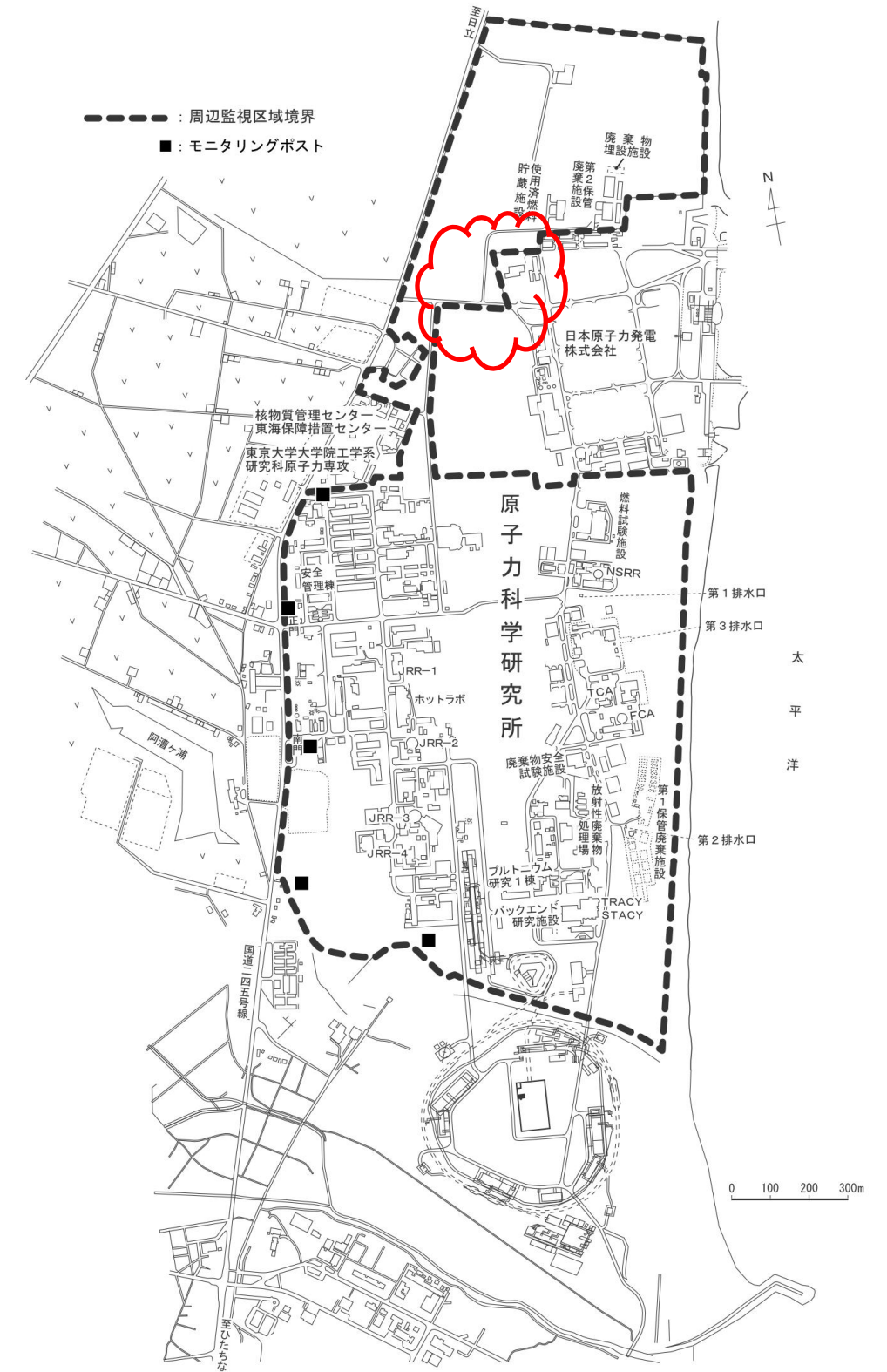
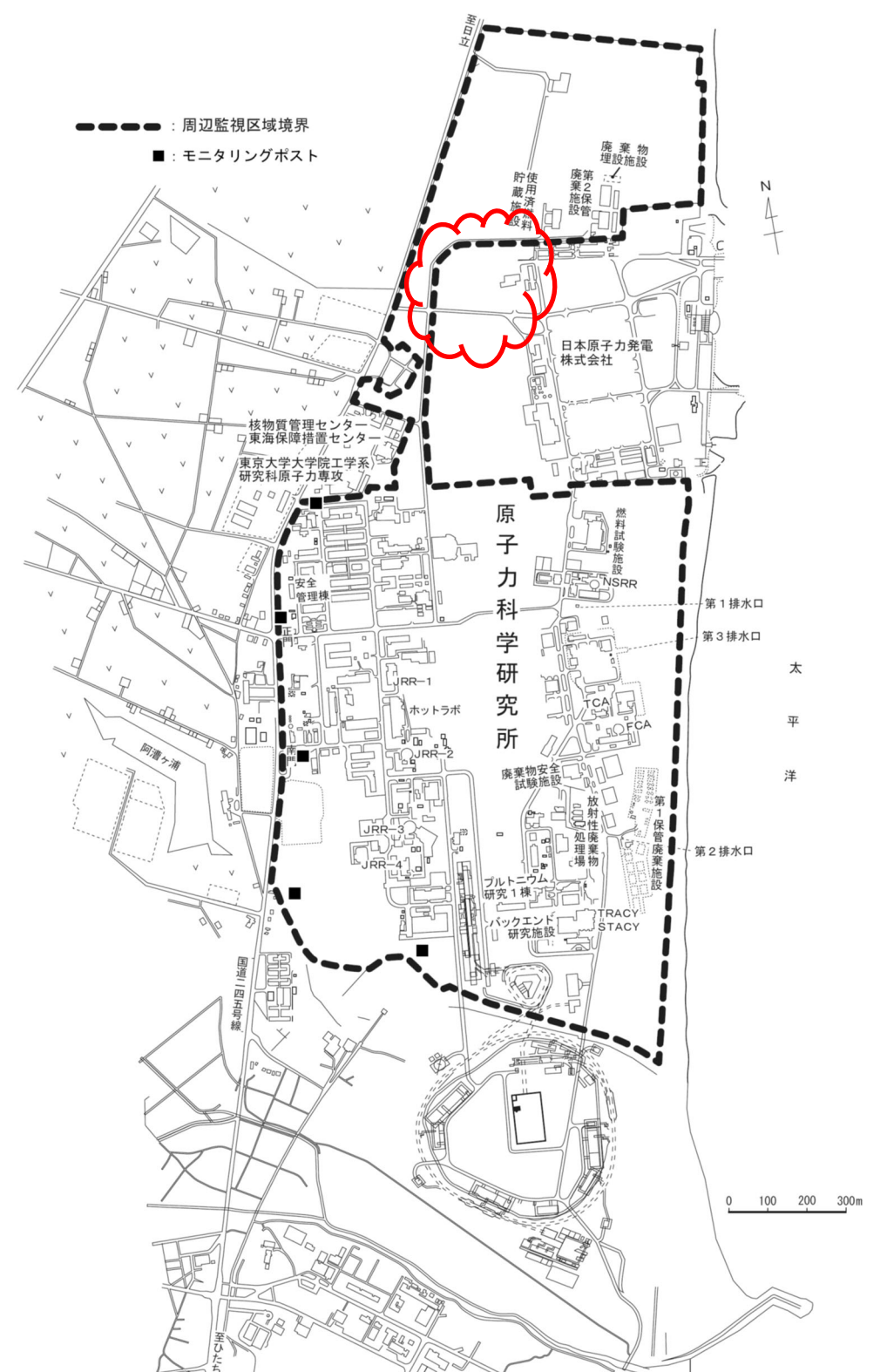
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 2 編 放射線管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>4</u> 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 （保全活動の実施） 第37条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画<u>並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第37条の6 （省略）	<u>3</u> 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 （保全活動の実施） 第37条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第37条の6 （変更なし） <u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第37条の7 放射線管理部長は、放射線管理施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u> （放射線測定機器の維持点検及び巡視） 第 38 条 区域放射線管理担当課長は、第 3 編第 36 条、第 4 編第 19 条、第 5 編第 69 条、第 6 編<u>第 27 条</u>、第 7 編第 61 条、第 8 編第 31 条、第 9 編第 29 条、第 11 編第 47 条及び第 12 編第 18 条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画<u>並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより管理しなければならない。 2 ～ 4 （省略） 5 環境放射線管理課長は、別表第 15 に掲げる放射線測定機器及び別表第 15 の 2 に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画<u>並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより管理しなければならない。 6 （省略） 7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第 3 編、第 4 編、第 5 編、第 6 編、第 7 編、第 8 編、第 9 編、第 11 編及び第 12 編において区域放射線管理担当課長が定める<u>設備保全整理表</u>並びに第 37 条の 4 において環境放射線管理課長が定める<u>設備保全整理表</u>により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。	項番号の繰上げ 第 37 条の 4 第 2 項の削除に伴う変更 施設管理の有効性評価の明確化のため 第 6 編の条番号変更に伴う変更 第 37 条の 4 第 2 項の削除に伴う変更 第 37 条の 4 第 2 項の削除に伴う変更 第 37 条の 4 第 2 項の削除に伴う変更

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第2編 放射線管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
第39条 ～ 第42条の2 （省略） （修理及び改造並びに使用前事業者検査の報告等） 第42条の3 原子力施設検査室長は、第42条の2第5項の確認を受けたときは、その結果を環境放射線管理課長に通知しなければならない。 2 環境放射線管理課長は、前項の通知を受けたときは、その結果を放射線管理部長に報告しなければならない。 3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該修理及び改造に係のある部長及び原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第6章 核燃料物質等の運搬 ～ 第8章 異常時の措置 （省略） 別表第1 ～ 別表第25 （省略）	第39条 ～ 第42条の2 （変更なし） （修理及び改造並びに使用前事業者検査の報告等） 第42条の3 原子力施設検査室長は、第42条の2第5項の確認を受けたときは、その結果を環境放射線管理課長に通知しなければならない。 2 環境放射線管理課長は、前項の通知を受けたときは、その結果を放射線管理部長に報告し、 <u>また、当該修理及び改造に係のある課長等に通知</u> しなければならない。 3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該修理及び改造に係のある部長及び原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第6章 核燃料物質等の運搬 ～ 第8章 異常時の措置 （変更なし） 別表第1 ～ 別表第25 （変更なし）	通知対象の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第2編 放射線管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
別図第1 周辺監視区域  別記様式第1 ～ 別記様式第6 （省略）	別図第1 周辺監視区域  別記様式第1 ～ 別記様式第6 （変更なし）	東海第二発電所防潮堤設置に伴う周辺監視区域の変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 3 編 廃棄物処理場の管理

令和 4 年 3 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
第3編 廃棄物処理場の管理 目次 （省略） 第1章 通則 ～ 第2章 運転管理 （省略） 第3章 保守管理 第22条の7 ～ 第22条の8 （省略） （施設管理実施計画等の策定） 第22条の9 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u> <u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> <u>3 第1項及び前項において、設備の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u> <u>4 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、</u>	第3編 廃棄物処理場の管理 目次 （変更なし） 第1章 通則 ～ 第2章 運転管理 （変更なし） 第3章 保守管理 第22条の7 ～ 第22条の8 （変更なし） （施設管理実施計画等の策定） 第22条の9 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>（削る）</u> <u>2 前項において、設備の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</u> <u>3 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければ</u>	第22条の9第1項ロ及びニと重複しているため削除 項番号の繰上げ 第22条の9第2項の削除に伴う変更 第22条の9第2項の削除に伴う変更及

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>5</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>6</u> バックエンド技術部長は、第<u>4</u>項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 <u>7</u> 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第<u>4</u>項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第<u>4</u>項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。 （保全活動の実施） 第22条の10 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第22条の11 （省略） （施設管理の有効性評価及び改善） <u>第22条の12 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u> 第23条 ～ 第29条の2 （省略） （保守結果の報告等） 第30条 原子力施設検査室長は、第27条第5項<u>の確認</u>及び前条第5項の確認を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>定期事業者検査が終了したとき、第29条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第15に掲げるところにより、報告又は通知</u>しなければならない。	ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>5</u> バックエンド技術部長は、第<u>3</u>項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 <u>6</u> 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第<u>3</u>項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第<u>3</u>項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。 （保全活動の実施） 第22条の10 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第22条の11 （変更なし） <u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第22条の12 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u> 第23条 ～ 第29条の2 （変更なし） （保守結果の報告等） 第30条 原子力施設検査室長は、第27条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>その結果を</u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第27条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長へ報告</u>しなければならない。	び項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 第22条の9第2項の削除に伴う変更 施設管理の有効性評価の明確化のため 記載の適正化 報告対象の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。 <u>4</u> バックエンド技術部長は、第2項の報告<u>及び</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第30条の2 （省略） 第4章 異常時の措置 ～ 第7章 記録及び保存 （省略） 別表第1 ～ 別表第14 （省略）	<u>3</u> 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第29条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。 <u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。 <u>5</u> バックエンド技術部長は、第2項<u>及び</u>第3項の報告<u>並びに</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第30条の2 （変更なし） 第4章 異常時の措置 ～ 第7章 記録及び保存 （変更なし） 別表第1 ～ 別表第14 （変更なし）	報告及び通知対象の適正化 項番号の繰下げ 項番号の繰下げ及び記載の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前				変 更 後		備 考
別表第15 <u>保守結果の報告（第30条関係）</u>				別表第15 <u>（削除）</u>		第 30 条の変更に伴う別表第 15 の削除
<u>報告者</u>	<u>報告事項</u>	<u>報告時期</u>	<u>報告先又は通知先</u>			
<u>放射性廃棄物管理第 1 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第27条に定める検査が終了したとき。</u>	<u>バックエンド技術部長</u>			
	<u>修理及び改造並びに使用前事業者検査</u>	<u>第29条第 2 項の定めにより放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長及び高減容処理技術課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき。</u>				
<u>放射性廃棄物管理第 2 課長</u>						
<u>高減容処理技術課長</u>						
<u>工務第 1 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第27条に定める検査が終了したとき。</u>	<u>工務技術部長 放射性廃棄物管理第 1 課長 放射性廃棄物管理第 2 課長</u>			
	<u>修理及び改造並びに使用前事業者検査</u>	<u>第29条第 2 項の定めにより工務第 1 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき。</u>				
<u>放射線管理第 2 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第27条に定める検査が終了したとき。</u>	<u>放射線管理部長 放射性廃棄物管理第 1 課長 放射性廃棄物管理第 2 課長 高減容処理技術課長</u>			
	<u>修理及び改造並びに使用前事業者検査</u>	<u>第29条第 2 項の定めにより放射線管理第 2 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了し</u>				
別表第16 ～ 別表第21 （省略）				別表第16 ～ 別表第21 （変更なし）		
別図第 1 ～ 別図第 4 （省略）				別図第 1 ～ 別図第 4 （変更なし）		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第4編 J R R－2 の管理

令和4年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前	変 更 後	備 考
第4編 JRR－2の管理 目 次 （省略） 第1章 通則 ～ 第2章 特定施設の運転管理 （省略） 第3章 保守管理 第8条の2 （省略） （施設管理実施計画等の策定） 第8条の3 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>2 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u> <u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u>	第4編 JRR－2の管理 目 次 （変更なし） 第1章 通則 ～ 第2章 特定施設の運転管理 （変更なし） 第3章 保守管理 第8条の2 （変更なし） （施設管理実施計画等の策定） 第8条の3 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>（削る）</u>	第8条の3第1項ロ及びニと重複しているため削除

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>3</u> 廃止措置課長は、 <u>第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u> をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	<u>2</u> 廃止措置課長は、前項の施設管理実施計画をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	第8条の3第2項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ
<u>4</u> 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。	<u>3</u> 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。	項番号の繰上げ
<u>5</u> バックエンド技術部長は、 <u>第3項</u> の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。	<u>4</u> バックエンド技術部長は、 <u>第2項</u> の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。	項番号の繰上げ
<u>6</u> 廃止措置課長は、 <u>第3項</u> の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。	<u>5</u> 廃止措置課長は、 <u>第2項</u> の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。	項番号の繰上げ
(保全活動の実施) 第8条の4 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第8条の5 (省略)	(保全活動の実施) 第8条の4 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第8条の5 (変更なし) <u>(施設管理の有効性評価及び改善)</u> 第8条の6 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR－2</u> <u>(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)</u>について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。 <u>2 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u>	第8条の3第2項の削除に伴う変更
第9条 ～ 第11条の2 (省略)	第9条 ～ 第11条の2 (変更なし)	施設管理の有効性評価の明確化のため
(保守結果の報告等) 第12条 原子力施設検査室長は、第9条第5項<u>の確認</u>及び前条第5項の確認を受けたときは、廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。	(保守結果の報告等) 第12条 原子力施設検査室長は、第9条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>その結果を</u>廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。	記載の適正化

変 更 前	変 更 後	備 考
2 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、 <u>第9条の定期事業者検査が終了したとき、第11条の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第4に掲げるところにより、報告又は通知</u> しなければならない。	2 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、 <u>第9条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長へ報告</u> しなければならない。	報告対象の適正化
	3 <u>廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、第11条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知</u> しなければならない。	報告及び通知対象の適正化
3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。	4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。	項番号の繰下げ
4 バックエンド技術部長は、第2項の報告 <u>及び</u> 前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。	5 バックエンド技術部長は、第2項 <u>及び</u> 第3項の報告 <u>並びに</u> 前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。	項番号の繰下げ及び記載の適正化
第13条 （省略）	第13条 （変更なし）	
第4章 異常時の措置 ～ 第7章 固体廃棄物の保管 （省略）	第4章 異常時の措置 ～ 第7章 固体廃棄物の保管 （変更なし）	
別表第1 ～ 別表第3 （省略）	別表第1 ～ 別表第3 （変更なし）	

変 更 前				変 更 後		備 考
別表第4 保守結果の報告（第12条関係）				別表第4 （削除）		第12条の変更に伴う別表第4の削除
報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先			
廃止措置課長	定期事業者検査	第9条に定める検査が終了したとき	バックエンド技術部長			
	修理及び改造並びに使用前事業者検査	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき				
工務第2課長	定期事業者検査	第9条に定める検査が終了したとき	工務技術部長 廃止措置課長			
	修理及び改造並びに使用前事業者検査	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき				
放射線管理第1課長	定期事業者検査	第9条に定める検査が終了したとき	放射線管理部長 廃止措置課長			
	修理及び改造並びに使用前事業者検査	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき				
別表第5 ～ 別表第9 （省略）				別表第5 ～ 別表第9 （変更なし）		
別図第1 ～ 別図第2 （省略）				別図第1 ～ 別図第2 （変更なし）		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第5編 J R R－3 の管理

令和4年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3 の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
第5編 J R R－3の管理 目 次 （省略） 第1章 通 則 ～ 第2章 運転管理 （省略） 第3章 保守管理 第27条の2 ～ 第27条の3 （省略） （施設管理実施計画等の策定） 第27条の4 J R R－3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>2 J R R－3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u> <u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> <u>3 第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第7条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u> <u>4 J R R－3管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及</u>	第5編 J R R－3の管理 目 次 （変更なし） 第1章 通 則 ～ 第2章 運転管理 （変更なし） 第3章 保守管理 第27条の2 ～ 第27条の3 （変更なし） （施設管理実施計画等の策定） 第27条の4 J R R－3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>（削る）</u> <u>2</u> 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第7条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。 <u>3 J R R－3管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速</u>	第27条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除 項番号の繰上げ 第27条の4第2項の削除に伴う変更 第27条の4第2項の削除

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 5 編 JRR-3 の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>び検査要否整理表</u>を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。 これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>5</u> 工務第 1 課長及び放射線管理第 1 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>6</u> 研究炉加速器技術部長は、第<u>4</u>項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 <u>7</u> J R R－3 管理課長は、第<u>4</u>項の承認を受けたときは、工務第 1 課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。 （保全活動の実施） 第 27 条の 5 J R R－3 管理課長、工務第 1 課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第 1 課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画<u>並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第 27 条の 6 （省略）	器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>4</u> 工務第 1 課長及び放射線管理第 1 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、第<u>3</u>項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 <u>6</u> J R R－3 管理課長は、第<u>3</u>項の承認を受けたときは、工務第 1 課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。 （保全活動の実施） 第 27 条の 5 J R R－3 管理課長、工務第 1 課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第 1 課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第 27 条の 6 （変更なし） <u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第 27 条の 7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、J R R－3（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u> 第 28 条 ～ 第 30 条の 2 （変更なし） （保守結果の報告等） 第 31 条 原子力施設検査室長は、第 28 条第 5 項及び前条第 5 項の確認を受けたときは、その結果を J R R－3 管理課長、工務第 1 課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。 2 J R R－3 管理課長、工務第 1 課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第 1 課長は、第 28 条<u>第 5 項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告</u>しなければならない。 <u>3 J R R－3 管理課長は、第 2 編第 41 条に係る通知を受けたときは、研究炉加速器技術部長へ報告しなければならない。</u>	に伴う変更 番号の繰上げ 番号の繰上げ 番号の繰上げ 第 27 条の 4 第 2 項の削除に伴う変更 施設管理の有効性評価の明確化のため 報告対象の適正化 報告対象の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 5 編 JRR-3 の管理）

変 更 前				変 更 後		備考
<u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。 <u>4</u> 研究炉加速器技術部長は、第 2 項の報告<u>及び</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第 32 条 ～ 第 32 条の 3 （省略） 第 4 章 燃料要素及び燃料体の管理 ～ 第 9 章 固体廃棄物の保管（省略） 別表第 1 ～ 別表第 19 （省略） 別表第 20 <u>保守結果の報告（第 31 条関係）</u>				<u>4</u> <u>J R R－3 管理課長、工務第 1 課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第 1 課長は、第 30 条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第 5 項に係る第 1 項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u> <u>5</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。 <u>6</u> 研究炉加速器技術部長は、第 2 項、<u>第 3 項及び第 4 項の報告並びに</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第 32 条 ～ 第 32 条の 3 （変更なし） 第 4 章 燃料要素及び燃料体の管理 ～ 第 9 章 固体廃棄物の保管 （変更なし） 別表第 1 ～ 別表第 19 （変更なし） 別表第 20 <u>（削除）</u>		報告及び通知対象の適正化 項番号の繰下げ 項番号の繰下げ及び記載の適正化 第 31 条の変更に伴う別表 20 の削除
<u>報告者</u>	<u>報告事項</u>	<u>報告時期</u>	<u>報告又は通知先</u>			
<u>JRR-3 管理課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 28 条第 1 項に定める検査が終了したとき</u>	<u>研究炉加速器技術部長</u>			
		<u>第 2 編第 41 条に定める通知を受けたとき</u>				
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 30 条第 2 項の定めにより JRR-3 管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第 30 条の 2 に定める使用前事業者検査が終了したとき</u>				
<u>工務第 1 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 28 条第 1 項に定める検査が終了したとき</u>	<u>工務技術部長</u> <u>JRR-3 管理課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 30 条第 2 項の定めにより工務第 1 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第 30 条の 2 に定める使用前事業者検査が終了したとき</u>				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第5編 JRR-3 の管理）

変 更 前				変 更 後		備考
<u>利用施設管理課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 28 条第 1 項に定める検査が終了したとき</u>	<u>研究炉加速器技術部長</u> <u>JRR-3 管理課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 30 条第 1 項及び第 2 項の定めにより利用施設管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第 30 条の 2 に定める使用前事業者検査が終了したとき</u>				
<u>研究炉技術課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 28 条第 1 項に定める検査が終了したとき</u>	<u>研究炉加速器技術部長</u> <u>JRR-3 管理課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 30 条第 2 項の定めにより研究炉技術課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第 30 条の 2 に定める使用前事業者検査が終了したとき</u>				
<u>放射線管理第 1 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 28 条第 1 項に定める検査が終了したとき</u>	<u>放射線管理部長</u> <u>JRR-3 管理課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 30 条第 2 項の定めにより放射線管理第 1 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第 30 条の 2 に定める使用前事業者検査が終了したとき</u>				
別表第 21 ～ 別表第 32 （省略）				別表第 21 ～ 別表第 32 （変更なし）		
別図第 1 ～ 別図第 2 （その 5） （省略）				別図第 1 ～ 別図第 2 （その 5） （変更なし）		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第6編 J R R－4 の管理

令和4年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR－4の管理)

旧	新	備 考
第6編 JRR－4の管理 目次 第1章 通則（第1条－第6条） 第1章の2 廃止措置管理（第6条の2） 第2章 保守管理（第6条の3－第11条） 第3章 未使用燃料要素の管理（第12条－第15条） 第4章 プールの管理（第16条・第17条） 第5章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置（第18条・第18条の2） 第2節 未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置（第19条・第20条） 第3節 プールに異常を認めた場合の措置（第21条・第22条） 第4節 地震後の措置（第23条） 第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第24条） 第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第25条） 第6章 放射線管理（第26条－第28条） 第7章 保安教育（第29条） 第8章 固体廃棄物の保管（第30条） 第1章 通則 第1条 ～ 第2条 （省略） （手引の作成） 第3条 JRR－4管理課長は、本体施設等に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR－4管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 （1）巡視及び点検に関する事項 （2）異常時の措置に関する事項 （3）<u>未使用燃料要素の管理に関する事項</u> （4）廃止措置に関する事項 2 利用施設管理課長は、利用施設に関し、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項について定めたJRR－4利用施設管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 3 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、JRR－4廃止措置施設保安主務者（以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）の同意を得なければならない。 4 研究炉加速器技術部長は、第1項及び第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。 （年間管理計画） 第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR－4の年間管理計画（以下この編において「年間管理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 （1）廃止措置に係る項目及びその予定期間 （2）定期事業者検査の予定期間 （3）第8条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間 2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。	第6編 JRR－4の管理 目次 第1章 通則（第1条－第6条） 第2章 廃止措置管理（第7条） 第3章 保守管理（第8条－第17条） <u>（削る）</u> 第4章 プールの管理（第18条・第19条） 第5章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置（第20条・第21条） <u>（削る）</u> 第2節 プールに異常を認めた場合の措置（第22条・第23条） 第3節 地震後の措置（第24条） 第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第25条） 第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第26条） 第6章 放射線管理（第27条－第29条） 第7章 保安教育（第30条） 第8章 固体廃棄物の保管（第31条） 第1章 通則 第1条 ～ 第2条 （変更なし） （手引の作成） 第3条 JRR－4管理課長は、本体施設等に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR－4管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 （1）巡視及び点検に関する事項 （2）異常時の措置に関する事項 <u>（削る）</u> （3）廃止措置に関する事項 2 利用施設管理課長は、利用施設に関し、前項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項について定めたJRR－4利用施設管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 3 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、JRR－4廃止措置施設保安主務者（以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）の同意を得なければならない。 4 研究炉加速器技術部長は、第1項及び第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。 （年間管理計画） 第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR－4の年間管理計画（以下この編において「年間管理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 （1）廃止措置に係る項目及びその予定期間 （2）定期事業者検査の予定期間 （3）第14条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間 2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。	章・条番号の繰下げ 章・条番号の繰下げ 燃料要素の搬出完了に伴う削除 条番号の繰下げ 条番号の繰下げ 燃料要素の搬出完了に伴う削除 節番号の繰上げ及び条番号の繰下げ 条番号の繰下げ 条番号の繰下げ 条番号の繰下げ 燃料要素の搬出完了に伴う削除 号番号の繰上げ 号番号の繰上げ 条番号の繰下げ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR－4の管理)

旧	新	備 考
3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。	3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。	
第5条 (省略)	第5条 (変更なし)	
(鍵の管理)	(鍵の管理)	
第6条 JRR－4管理課長は、本体施設等に係る建家の出入口の鍵、特定施設の運転を行うための鍵及び新燃料貯蔵庫の鍵を管理しなければならない。	第6条 JRR－4管理課長は、本体施設等に係る建家の出入口の鍵、特定施設の運転を行うための鍵を管理しなければならない。	燃料要素の搬出完了に伴う鍵の管理の変更 章番号の繰下げ
第1章の2 廃止措置管理 (恒久停止措置)	第2章 廃止措置管理 (恒久停止措置)	
第6条の2 JRR－4管理課長は、恒久停止措置として、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤去をしなければならない。	第7条 JRR－4管理課長は、恒久停止措置として施した、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤去について、状態を維持しなければならない。	条番号の繰下げ及び 記載の適正化
第2章 保守管理 (施設管理目標の策定)	第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)	章番号の繰下げ
第6条の3 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR－4（本体施設等、利用施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。	第8条 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR－4（本体施設等、利用施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。	条番号の繰下げ
2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	
3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。	3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。	
(施設管理実施計画等の策定)	(施設管理実施計画等の策定)	
第6条の4 JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。	第9条 JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。	条番号の繰下げ
イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。	イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。	
ロ 原子炉施設の設計及び工事に关すること。	ロ 原子炉施設の設計及び工事に关すること。	
ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に关すること。	ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に关すること。	
ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に关すること。	ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に关すること。	
ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に关すること。	ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に关すること。	
ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に关すること。	ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に关すること。	
ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に关すること。	ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に关すること。	
チ 原子炉施設の施設管理に关する記録に关すること。	チ 原子炉施設の施設管理に关する記録に关すること。	
2 JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。	(削る)	第6条の4第1項口及びニと重複しているため削除
イ 原子炉施設の工事の方法及び時期		
ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期		
3 第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。	2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。	項番号の繰上げ
4 JRR－4管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	3 JRR－4管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	第6条の4第2項の 削除に伴う変更 第6条の4第2項の 削除に伴う変更
5 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。	4 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。	項番号の繰上げ
6 研究炉加速器技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。	5 研究炉加速器技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。	項番号の繰上げ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR－4の管理)

旧	新	備 考
<u>7</u> JRR－4管理課長は、<u>第4項</u>の承認を受けたときは、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 (保全活動の実施) 第<u>6条の5</u> JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画<u>並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 (保全活動の有効性評価及び改善) 第<u>6条の6</u> JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。 (定期事業者検査) 第7条 原子力施設検査室長は、JRR－4の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 JRR－4管理課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。 3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、JRR－4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 4 JRR－4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。 5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。 (修理及び改造) 第8条 JRR－4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造を行うことができる。 2 JRR－4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造計画	<u>6</u> JRR－4管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 (保全活動の実施) 第<u>10条</u> JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 (保全活動の有効性評価及び改善) 第<u>11条</u> JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。 (施設管理の有効性評価及び改善) 第<u>12条</u> 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR－4（本体施設等及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、<u>所長に報告しなければならない。</u> <u>2</u> 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、<u>前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u> (定期事業者検査) 第<u>13条</u> 原子力施設検査室長は、JRR－4の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 JRR－4管理課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。 3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、JRR－4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 4 JRR－4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。 5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。 (修理及び改造) 第<u>14条</u> JRR－4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造を行うことができる。 2 JRR－4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造計画	項番号の繰上げ 条番号の繰下げ 第6条の4第2項の削除に伴う変更 条番号の繰下げ 施設管理の有効性評価の明確化のため 条番号の繰下げ 条番号の繰下げ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR－4の管理)

旧	新	備 考
を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間 3 放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。 4 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。 5 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 6 J R R－4管理課長及び放射線管理第1課長は、第4項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。 7 J R R－4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。 (使用前事業者検査) 第9条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 工事の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間 (2) 使用前事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。 3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。 4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。 5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。 (保守結果の報告等) 第10条 原子力施設検査室長は、第7条第5項及び第9条第5項の確認を受けたときは、その結果をJ R R－4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 2 J R R－4管理課長及び放射線管理第1課長は、第7条の定期事業者検査を終了したとき、第8条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第2に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。	を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間 3 放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。 4 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。 5 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 6 J R R－4管理課長及び放射線管理第1課長は、第4項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。 7 J R R－4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。 (使用前事業者検査) 第15条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 工事の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間 (2) 使用前事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。 3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。 4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。 5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。 (保守結果の報告等) 第16条 原子力施設検査室長は、第13条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果をJ R R－4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 2 J R R－4管理課長及び放射線管理第1課長は、第13条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。 3 J R R－4管理課長及び放射線管理第1課長は、第14条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。	条番号の繰下げ 条番号の繰下げ 報告対象の適正化 報告及び通知対象の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR－4の管理)

旧	新	備 考
<u>3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</u> <u>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u>	<u>4 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</u> <u>5 研究炉加速器技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u>	項番号の繰下げ 項番号の繰下げ及び記載の適正化
(巡視) 第11条 JRR－4管理課長は、勤務日においては、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上巡視しなければならない。<u>ただし、未使用燃料要素が存在しない場合は、第5号を除き週1回以上とすることができる。</u> (1) 原子炉冷却系統施設（1次冷却設備） (2) 受変電設備 (3) 通常排気設備 (4) 液体廃棄設備 (5) プール 2 JRR－4管理課長は、休日等においては、<u>次の各号に掲げる事項について、1日1回以上巡視しなければならない。ただし、未使用燃料要素が存在しない場合は、第1号を除きこの限りでない。</u> (1) <u>プール水位について異常な低下がないこと。</u> (2) <u>受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。</u> (3) <u>通常排気設備のうち、炉室の排気設備が停止状態にあること又は運転状態にあつては異常のないこと。</u> (4) <u>液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の水位に異常な上昇がないこと。</u>	(巡視) 第17条 JRR－4管理課長は、勤務日においては、次の各号に掲げる施設及び設備について、<u>第5号は1日1回以上、第1号から第4号は週1回以上それぞれ巡視しなければならない。</u> (1) 原子炉冷却系統施設（1次冷却設備） (2) 受変電設備 (3) 通常排気設備 (4) 液体廃棄設備 (5) プール 2 JRR－4管理課長は、休日等においては、<u>プール水位について異常な低下がないことについて、1日1回以上巡視しなければならない。</u>	条番号の繰下げ及び燃料要素の搬出完了に伴う巡視頻度の変更
第3章 未使用燃料要素の管理 (未使用燃料要素の貯蔵) 第12条 JRR－4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第3に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。 <u>2 JRR－4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵している貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項及び制限量を掲示しなければならない。</u> <u>3 JRR－4管理課長は、新燃料貯蔵庫を施錠し、原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入るときは、核燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</u>	(削る)	燃料要素の搬出完了に伴う削除
(未使用燃料要素の貯蔵中の点検) 第13条 JRR－4管理課長は、未使用燃料要素の貯蔵中、6月間に1回点検し、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。点検に当たっては、臨界に達しないように未使用燃料要素を取り扱わなければならない。 (1) <u>貯蔵場所の異常の有無</u> (2) <u>貯蔵設備の異常の有無</u> (3) <u>未使用燃料要素の数量</u> (4) <u>未使用燃料要素の保管状況</u>		
(未使用燃料要素の輸送容器への収納) 第14条 JRR－4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵施設から輸送容器に収納しようとするときは、臨界に達しないようにするため、次の各号に掲げる事項を確認し、1体ずつ収納しなければならない。 (1) <u>輸送容器が未使用燃料要素の運搬に適合していること</u> (2) <u>輸送容器に異常がないこと</u> (3) <u>収納しようとする未使用燃料要素の番号及び数量</u> (4) <u>収納しようとする未使用燃料要素の外観</u>		
(未使用燃料要素の払い出し) 第15条 JRR－4管理課長は、未使用燃料要素をJRR－4施設外に払い出そうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした払出票を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR－4の管理)

旧	新	備 考
<u>(1) 払出年月日</u> <u>(2) 払い出す未使用燃料要素の番号及び数量</u> 2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 3 JRR－4管理課長は、第1項の定めにより未使用燃料要素を払い出したときは、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。		
第4章 プールの管理 (プール水位の維持) 第16条 JRR－4管理課長は、次項に定める場合を除きNo.1及びNo.2プールの水位を別表第4に掲げる値に維持しなければならない。 2 JRR－4管理課長は、点検等によりNo.1及びNo.2プールの水位を別表第4に掲げる値以下に変更する必要がある場合、放射線被ばくの防護措置を講じて当該プール周辺の線量当量率が第2編別表第6に掲げる値を超えない範囲で変更することができる。 (プールの水質の維持) 第17条 JRR－4管理課長は、プールの水質を別表第5に掲げる値に維持するよう努めなければならない。	第4章 プールの管理 (プール水位の維持) 第18条 JRR－4管理課長は、次項に定める場合を除きNo.1及びNo.2プールの水位を別表第1に掲げる値に維持しなければならない。 2 JRR－4管理課長は、点検等によりNo.1及びNo.2プールの水位を別表第1に掲げる値以下に変更する必要がある場合、放射線被ばくの防護措置を講じて当該プール周辺の線量当量率が第2編別表第6に掲げる値を超えない範囲で変更することができる。 (プールの水質の維持) 第19条 JRR－4管理課長は、プールの水質を別表第2に掲げる値に維持するよう努めなければならない。	条番号の繰下げ及び別表番号の繰上げ 別表番号の繰上げ 条番号の繰下げ及び別表番号の繰上げ
第5章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置) 第18条 JRR－4管理課長は、第11条第1項の巡視、第23条第1項の地震後の点検並びに第30条第2項の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR－4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 3 利用施設管理課長は、第23条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJRR－4管理課長に通報しなければならない。 4 JRR－4管理課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR－4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。	第5章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置) 第20条 JRR－4管理課長は、第17条第1項の巡視、第24条第1項の地震後の点検並びに第31条第2項の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR－4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 3 利用施設管理課長は、第24条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJRR－4管理課長に通報しなければならない。 4 JRR－4管理課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR－4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。	条番号の繰下げ 条番号の繰下げ
(火災発生時の措置) 第18条の2 JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。 2 火災鎮火後、JRR－4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。 3 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR－4管理課長に通報しなければならない。 4 JRR－4管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	(火災発生時の措置) 第21条 JRR－4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。 2 火災鎮火後、JRR－4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。 3 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR－4管理課長に通報しなければならない。 4 JRR－4管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	条番号の繰下げ
<u>第2節 未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置</u> <u>(未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置)</u> 第19条 JRR－4管理課長は、未使用燃料要素に異常を認めたときは、その状況を研究炉加速器技術部長に報告するとともに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。	<u>(削る)</u>	燃料要素の搬出完了に伴う削除

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR－4の管理)

旧	新	備 考
<u>(未使用燃料要素の紛失を発見した場合の措置)</u> 第20条 JRR－4管理課長は、未使用燃料要素の紛失を発見したときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。		燃料要素の搬出完了に伴う削除
第3節 プールに異常を認めた場合の措置 (プールの水位に異常を認めた場合の措置) 第21条 JRR－4管理課長は、プールの水位が第16条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水位を別表第4に掲げる値に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR－4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 (プールの水質に異常を認めた場合の措置) 第22条 JRR－4管理課長は、プールの水質が第17条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水質を別表第5に掲げる値に復帰させるための措置を講じなければならない。	第2節 プールに異常を認めた場合の措置 (プールの水位に異常を認めた場合の措置) 第22条 JRR－4管理課長は、プールの水位が第18条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水位を別表第1に掲げる値に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR－4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 (プールの水質に異常を認めた場合の措置) 第23条 JRR－4管理課長は、プールの水質が第19条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水質を別表第2に掲げる値に復帰させるための措置を講じなければならない。	節番号の繰上げ
第4節 地震後の措置 (地震後の措置) 第23条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR－4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。 2 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果をJRR－4管理課長に通報しなければならない。 3 JRR－4管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	第3節 地震後の措置 (地震後の措置) 第24条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR－4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。 2 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果をJRR－4管理課長に通報しなければならない。 3 JRR－4管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	節番号の繰上げ
第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置) 第24条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況をJRR－4管理課長に通報しなければならない。 2 JRR－4管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がJRR－4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けた場合は、JRR－4の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がJRR－4の保安に重大な影響があると認めたときは、所長に通報しなければならない。	第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置) 第25条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況をJRR－4管理課長に通報しなければならない。 2 JRR－4管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がJRR－4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けた場合は、JRR－4の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がJRR－4の保安に重大な影響があると認めたときは、所長に通報しなければならない。	節番号の繰上げ
第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置) 第25条 JRR－4管理課長は、第1節から第5節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めたとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めたときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。	第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置) 第26条 JRR－4管理課長は、第1節から第4節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めたとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めたときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。	節番号の繰上げ
第6章 放射線管理 (管理区域の区分) 第26条 JRR－4に係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。	第6章 放射線管理 (管理区域の区分) 第27条 JRR－4に係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。	条番号の繰下げ
(放射線測定機器) 第27条 第2編第38条第1項に定めるJRR－4に係る放射線測定機器は、別表第6及び別表第7に掲げるとおりとする。	(放射線測定機器) 第28条 第2編第38条第1項に定めるJRR－4に係る放射線測定機器は、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。	条番号の繰下げ及び別表番号の繰上げ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR－4の管理)

旧	新	備 考																										
(放射線測定機器の警報装置の作動条件) 第28条 放射線管理第1課長は、別表第8に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。 第7章 保安教育 (保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容) 第29条 第1編別表第5に定める保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容は、別表第9に掲げるとおりとする。 第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管) 第30条 課長等は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの間、JRR－4原子炉施設内で保管するときは、別表第10に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。 2 JRR－4管理課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。 別表第1 (削除) 別表第2 保守結果の報告 (第10条関係) <table><tr><th>報告者</th><th>報告事項</th><th>報告時期</th><th>報告又は通知先</th></tr><tr><td rowspan="2">JRR－4 管理課長</td><td>定期事業者検査</td><td>第7条第1項に定める検査が終了したとき。</td><td rowspan="2">研究炉加速器技術部長</td></tr><tr><td>修理及び改造</td><td>第8条第2項の定めによりJRR－4管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。</td></tr><tr><td rowspan="2">放射線管理 第1課長</td><td>定期事業者検査</td><td>第7条第1項に定める検査が終了したとき。</td><td rowspan="2">放射線管理部長 JRR－4管理課長</td></tr><tr><td>修理及び改造</td><td>第8条第2項の定めにより放射線管理第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。</td></tr></table> 別表第3 貯蔵施設における未使用燃料要素の貯蔵制限量 (第12条関係) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">貯 蔵 施 設</th><th rowspan="2">制限量</th></tr><tr><th>貯 蔵 場 所</th><th>貯 蔵 設 備</th></tr><tr><td>未使用燃料要素</td><td>新燃料貯蔵庫</td><td>貯 蔵 棚</td><td>60 体</td></tr></table>	報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先	JRR－4 管理課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	研究炉加速器技術部長	修理及び改造	第8条第2項の定めによりJRR－4管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。	放射線管理 第1課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	放射線管理部長 JRR－4管理課長	修理及び改造	第8条第2項の定めにより放射線管理第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。	区 分	貯 蔵 施 設		制限量	貯 蔵 場 所	貯 蔵 設 備	未使用燃料要素	新燃料貯蔵庫	貯 蔵 棚	60 体	(放射線測定機器の警報装置の作動条件) 第29条 放射線管理第1課長は、別表第5に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。 第7章 保安教育 (保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容) 第30条 第1編別表第5に定める保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容は、別表第6に掲げるとおりとする。 第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管) 第31条 課長等は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの間、JRR－4原子炉施設内で保管するときは、別表第7に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。 2 JRR－4管理課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。 (削る) (削る) (削る)	条番号の繰下げ及び別表番号の繰上げ 条番号の繰下げ 別表番号の繰上げ 条番号の繰下げ 別表番号の繰上げ 記載の適正化 第10条の変更に伴う別表2の削除 燃料要素の搬出完了に伴う削除
報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先																									
JRR－4 管理課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	研究炉加速器技術部長																									
	修理及び改造	第8条第2項の定めによりJRR－4管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。																										
放射線管理 第1課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	放射線管理部長 JRR－4管理課長																									
	修理及び改造	第8条第2項の定めにより放射線管理第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。																										
区 分	貯 蔵 施 設		制限量																									
	貯 蔵 場 所	貯 蔵 設 備																										
未使用燃料要素	新燃料貯蔵庫	貯 蔵 棚	60 体																									

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR－4の管理)

旧	新	備 考
別表第4 プール水位（第16条関係）（表記載省略）	別表第1 プール水位（第18条関係）（表変更なし）	別表番号の繰上げ及び条番号の繰下げ
別表第5 プールの水質（第17条関係）（表記載省略）	別表第2 プールの水質（第19条関係）（表変更なし）	
別表第6 放射線測定機器及び測定箇所（第27条関係）（表記載省略）	別表第3 放射線測定機器及び測定箇所（第28条関係）（表変更なし）	
別表第7 放射線測定機器及び設置箇所（第27条関係）（表記載省略）	別表第4 放射線測定機器及び設置箇所（第28条関係）（表変更なし）	
別表第8 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第28条関係）（表記載省略）	別表第5 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第29条関係）（表変更なし）	
別表第9 保安教育の教育内容（第29条関係）（表記載省略）	別表第6 保安教育の教育内容（第30条関係）（表変更なし）	
別表第10 廃棄物保管場所の保管能力について（第30条関係）（表記載省略）	別表第7 廃棄物保管場所の保管能力について（第31条関係）（表変更なし）	
別図第1 ～ 別図第2（その3）（省略）	別図第1 ～ 別図第2（その3）（変更なし）	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第7編 NSRRの管理

令和4年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 7 編 NSRR の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
第 7 編 NSRR の管理 目次 （省略） 第 1 章 通則 ～ 第 2 章 運転管理 （省略） 第 3 章 保守管理 第 24 条の 2 ～ 第 24 条の 3 （省略） （施設管理実施計画等の策定） 第 24 条の 4 NSRR 管理課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>2 NSRR 管理課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u> <u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> <u>3 第 1 項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 6 条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u>	第 7 編 NSRR の管理 目次 （変更なし） 第 1 章 通則 ～ 第 2 章 運転管理 （変更なし） 第 3 章 保守管理 第 24 条の 2 ～ 第 24 条の 3 （変更なし） （施設管理実施計画等の策定） 第 24 条の 4 NSRR 管理課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>（削る）</u> <u>2 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 6 条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</u>	第 24 条の 4 第 1 項ロ及びニと重複しているため削除 項番号の繰上げ 第 24 条の 4 第 2 項の削除に伴う変更

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>4</u> NSRR管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>5</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>6</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第4項</u>の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 <u>7</u> NSRR管理課長は、<u>第4項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	<u>3</u> NSRR管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 <u>6</u> NSRR管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	第24条の4第2項の削除に伴う変更
（保全活動の実施） 第24条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。	（保全活動の実施） 第24条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。	項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ
第24条の6 （省略）	第24条の6 （変更なし）	
	（施設管理の有効性評価及び改善） <u>第24条の7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u>	施設管理の有効性評価の明確化のため
第25条 ～ 第27条の2 （省略）	第25条 ～ 第27条の2 （変更なし）	
（保守結果の報告等） 第28条 原子力施設検査室長は、第25条第5項及び<u>第27条の2</u>第5項の確認を受けたときは、その結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第25条の定期事業者検査を終了したとき、<u>第27条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第15に掲げるところにより、報告又は通知</u>しなければならない。	（保守結果の報告等） 第28条 原子力施設検査室長は、第25条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第25条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。 <u>3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第27条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それ</u>	記載の適正化 報告対象の適正化 報告及び通知対象の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。 <u>4</u> 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告<u>及び</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第29条 ～ 第29条の4 （省略） 第4章 燃料要素の管理 ～ 第8章 固体廃棄物の保管 （省略） 別表第1 ～ 別表第14 （省略）	<u>ぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u> <u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。 <u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、第2項<u>及び第3項</u>の報告<u>並びに</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第29条 ～ 第29条の4 （変更なし） 第4章 燃料要素の管理 ～ 第8章 固体廃棄物の保管 （変更なし） 別表第1 ～ 別表第14 （変更なし）	項番号の繰下げ 項番号の繰下げ及び記載の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 7 編 NSRR の管理）

変 更 前				変 更 後		備考
別表第15 <u>保守結果の報告（第28条関係）</u>				別表第15 <u>（削除）</u>		第 28 条の変更に伴う別表 第 15 の削除
<u>報告者</u>	<u>報告事項</u>	<u>報告時期</u>	<u>報告又は通知先</u>			
<u>NSRR 管理 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第25条に定める検査が終 了したとき</u>	<u>研究炉加速器技術 部長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第27条第 1 項の定めによ りNSRR管理課長が作成し た修理及び改造計画に基 づく作業と第27条の 2 に 定める使用前事業者検査 が終了したとき</u>				
<u>工務第 1 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第25条に定める検査が終 了したとき</u>	<u>工務技術部長 NSRR 管理課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第27条第 1 項の定めによ り工務第 1 課長が作成し た修理及び改造計画に基 づく作業と第27条の 2 に 定める使用前事業者検査 が終了したとき</u>				
<u>放射線管理第 2 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第25条に定める検査が終 了したとき</u>	<u>放射線管理部長 NSRR 管理課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第27条第 1 項の定めによ り放射線管理第 2 課長が 作成した修理及び改造計 画に基づく作業と第27条 の 2 に定める使用前事業 者検査が終了したとき</u>				
別表第15の 2 ～ 別表第18 （省略）				別表第15の 2 ～ 別表第18 （変更なし）		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変 更 前		変 更 後		備考
別表第19－1 試験燃料用カプセルの挿入制限条件（第39条関係）		別表第19－1 試験燃料用カプセルの挿入制限条件（第39条関係）		新型カプセルの追加
項 目	制 限 条 件	項 目	制 限 条 件	
(1) 試験燃料用カプセルの種類	I－N型大気圧水カプセル I－N－V型大気圧水カプセル I－S型大気圧水カプセル Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅳ型大気圧水カプセル I－N－D型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル X－Ⅰ型大気圧水カプセル X－Ⅱ型大気圧水カプセル X－Ⅲ型大気圧水カプセル X－Ⅳ型大気圧水カプセル X－V型大気圧水カプセル XI－Ⅰ型大気圧水カプセル XI－Ⅱ型大気圧水カプセル XⅡ－Ⅰ型大気圧水カプセル B－Ⅰ型高压水カプセル	(1) 試験燃料用カプセルの種類	I－N型大気圧水カプセル I－N－V型大気圧水カプセル I－S型大気圧水カプセル <u>I－T型大気圧水カプセル</u> Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅳ型大気圧水カプセル I－N－D型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル X－Ⅰ型大気圧水カプセル X－Ⅱ型大気圧水カプセル X－Ⅲ型大気圧水カプセル X－Ⅳ型大気圧水カプセル X－V型大気圧水カプセル XI－Ⅰ型大気圧水カプセル XI－Ⅱ型大気圧水カプセル XⅡ－Ⅰ型大気圧水カプセル B－Ⅰ型高压水カプセル	
(2) カプセル内の冷却材の種類	軽水	(2) カプセル内の冷却材の種類	軽水	
(3) 試験燃料の種類	未照射又は未照射と同等であるとみなしうる酸化ウラン、プルトニウム－ウラン混合酸化物、アルミナイド、シリサイド、ウラン水素化ジルコニウム、照射済酸化ウラン及び照射済プルトニウム－ウラン混合酸化物	(3) 試験燃料の種類	未照射又は未照射と同等であるとみなしうる酸化ウラン、プルトニウム－ウラン混合酸化物、アルミナイド、シリサイド、ウラン水素化ジルコニウム、照射済酸化ウラン及び照射済プルトニウム－ウラン混合酸化物	
(4) 試験燃料の発熱量		(4) 試験燃料の発熱量		
イ I－N型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	イ I－N型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	
ロ I－N－V型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	ロ I－N－V型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	
ハ I－S型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大2.302×10 ³ J/gUO ₂	ハ I－S型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大2.302×10 ³ J/gUO ₂	
ニ Ⅲ型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	<u>ニ I－T型大気圧水カプセル</u>	<u>U₂量90gに対し最大1.591×10³J/gUO₂</u>	
ホ Ⅳ型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.213×10 ³ J/gUO ₂	ホ Ⅲ型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	
へ I－N－D型大気圧水カプセル	PuO ₂ -U ₂ 量1,000gに対し 最大1.339×10 ³ J/g・(PuO ₂ -UO ₂)	へ Ⅳ型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.213×10 ³ J/gUO ₂	
ト V型大気圧水カプセル		ト I－N－D型大気圧水カプセル	PuO ₂ -U ₂ 量1,000gに対し 最大1.339×10 ³ J/g・(PuO ₂ -UO ₂)	
1 型	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	チ V型大気圧水カプセル		
2 型	U ₂ 量90gに対し最大1.339×10 ³ J/gUO ₂	1 型	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	
チ Ⅶ型大気圧水カプセル	芯材((U-Al)又は(U-Si-Al))20gに対し	2 型	U ₂ 量90gに対し最大1.339×10 ³ J/gUO ₂	
		リ Ⅶ型大気圧水カプセル	芯材((U-Al)又は(U-Si-Al))20gに対し	
				新型カプセルの追加 記号の繰下げ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変 更 前		変 更 後		備 考
<u>リ</u> VIII型大気圧水カプセル	最大 $2.302 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{U-A1}) \text{ 又は } (\text{U-Si-A1}))$ (U-ZrH) 量74gに対し 最大 $1.674 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{U-ZrH})$ UO_2 量90gに対し最大 $1.046 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	<u>ヌ</u> VIII型大気圧水カプセル	最大 $2.302 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{U-A1}) \text{ 又は } (\text{U-Si-A1}))$ (U-ZrH) 量74gに対し 最大 $1.674 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{U-ZrH})$ UO_2 量90gに対し最大 $1.046 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	最大発熱量に関する記載 の明確化
<u>ル</u> X－I型大気圧水カプセル	UO_2 量210gに対し最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	<u>ル</u> X－I型大気圧水カプセル	UO_2 量210gに対し最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	
<u>ロ</u> X－II型大気圧水カプセル	UO_2 量90gに対し最大 $1.046 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	<u>ヲ</u> X－II型大気圧水カプセル	UO_2 量90gに対し最大 $1.046 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	最大発熱量に関する記載 の明確化
<u>ヲ</u> X－III型大気圧水カプセル	UO_2 量210gに対し最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	<u>ワ</u> X－III型大気圧水カプセル	UO_2 量210gに対し最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	
<u>ヅ</u> X－IV型大気圧水カプセル	UO_2 量90gに対し最大 $1.255 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	<u>カ</u> X－IV型大気圧水カプセル	UO_2 量90gに対し最大 $1.255 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$	最大発熱量に関する記載 の明確化
<u>カ</u> X－V型大気圧水カプセル	($\text{PuO}_2\text{-UO}_2$) 量210gに対し 最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$	<u>ヨ</u> X－V型大気圧水カプセル	($\text{PuO}_2\text{-UO}_2$) 量210gに対し 最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$	
<u>ヨ</u> XI－I型大気圧水カプセル	($\text{PuO}_2\text{-UO}_2$) 量210gに対し 最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$	<u>タ</u> XI－I型大気圧水カプセル	($\text{PuO}_2\text{-UO}_2$) 量210gに対し 最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$	最大発熱量に関する記載 の明確化
<u>タ</u> XI－II型大気圧水カプセル	($\text{PuO}_2\text{-UO}_2$ 又は UO_2) 量210gに対し 最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2) \text{ 又は } (\text{UO}_2))$	<u>レ</u> XI－II型大気圧水カプセル	($\text{PuO}_2\text{-UO}_2$ 又は UO_2) 量210gに対し 最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2) \text{ 又は } (\text{UO}_2))$	
<u>レ</u> XII－I型大気圧水カプセル	($\text{PuO}_2\text{-UO}_2$ 又は UO_2) 量15gに対し 最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2) \text{ 又は } (\text{UO}_2))$	<u>ソ</u> XII－I型大気圧水カプセル	($\text{PuO}_2\text{-UO}_2$ 又は UO_2) 量15gに対し 最大 $0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2) \text{ 又は } (\text{UO}_2))$	最大発熱量に関する記載 の明確化
<u>ソ</u> B－I型高圧水カプセル	なお、試験燃料の重量が上記に定める所定の重量以上の実験においては、燃料破損による有効破壊エネルギーが上記条件相当量以下となるように最大発熱量を抑える。	<u>ヅ</u> B－I型高圧水カプセル	なお、試験燃料の重量が上記に定める所定の重量以上の実験においては、燃料破損による有効破壊エネルギーが上記条件相当量以下となるように最大発熱量を抑える。	
(5) 試験燃料の総発熱量	<u>$1.3 \times 10^7 \text{J}$以下</u> <u>ただし、未照射アルミナイド燃料、未照射シリサイド燃料又は未照射ウラン水素化ジルコニウム燃料は$1.3 \times 10^6 \text{J}$以下とする。</u>	(5) 試験燃料の総発熱量	<u>(4)に記載の試験燃料用カプセルのうち、イからヌについては$1.3 \times 10^6 \text{J}$以下、ルからツについては$1.3 \times 10^7 \text{J}$以下とする。</u>	最大発熱量に関する記載 の明確化
別表第19の2（省略）		別表第19の2（変更なし）		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変 更 前				変 更 後				備考
別表第 20 試験燃料用カプセルを使用するときの点検（第 42 条関係）				別表第 20 試験燃料用カプセルを使用するときの点検（第 42 条関係）				新型カプセルの追加
試験燃料用カプセルの 種類	点検の 時 期	点検項目	ひん度	試験燃料用カプセルの 種類	点検の 時 期	点検項目	ひん度	
I－N型大気圧水カプセル I－N－V型大気圧水カプセル I－S型大気圧水カプセル Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅴ型大気圧水カプセル Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル X－Ⅰ型大気圧水カプセル X－Ⅱ型大気圧水カプセル X－Ⅲ型大気圧水カプセル X－Ⅳ型大気圧水カプセル X－Ⅴ型大気圧水カプセル XI－Ⅰ型大気圧水カプセル XI－Ⅱ型大気圧水カプセル XⅡ－Ⅰ型大気圧水カプセル	組立前	(1) 外観点検	使用のつど	I－N型大気圧水カプセル I－N－V型大気圧水カプセル I－S型大気圧水カプセル <u>I－T型大気圧水カプセル</u> Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅴ型大気圧水カプセル Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル X－Ⅰ型大気圧水カプセル X－Ⅱ型大気圧水カプセル X－Ⅲ型大気圧水カプセル X－Ⅳ型大気圧水カプセル X－Ⅴ型大気圧水カプセル XI－Ⅰ型大気圧水カプセル XI－Ⅱ型大気圧水カプセル XⅡ－Ⅰ型大気圧水カプセル	組立前	(1) 外観点検	使用のつど	
		(2) 表面密度点検*				(2) 表面密度点検*		
	組立後	(3) 寸法点検	変形が認め られた場合		組立後	(3) 寸法点検	変形が認め られた場合	
		非破壊点検				非破壊点検		
B－Ⅰ型高压水カプセル	組立前	(1)外観点検 (2)表面密度点検* (3)寸法点検	使用のつど	B－Ⅰ型高压水カプセル	組立前	(1)外観点検 (2)表面密度点検* (3)寸法点検	使用のつど	
		非破壊点検	変形が認め られた場合			非破壊点検	変形が認め られた場合	
	組立後	(1)漏えい点検 (2)加圧点検 (3)導通点検 (温度計、ヒータ) (4)絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど		組立後	(1)漏えい点検 (2)加圧点検 (3)導通点検 (温度計、ヒータ) (4)絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど	
*：未使用カプセルの場合は除く。				*：未使用カプセルの場合は除く。				
別表第21 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準値（第42条、第56条関係）				別表第21 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準値（第42条、第56条関係）				新型カプセルの追加
試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理基準値		試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理基準値		
I－S型大気圧水カプセル Ⅲ型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %		I－S型大気圧水カプセル <u>I－T型大気圧水カプセル</u> Ⅲ型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %		
Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル B－Ⅰ型高压水カプセル *				Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル B－Ⅰ型高压水カプセル *				
* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る				* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る				
別表第22 ～ 別表第26 （省略） 別図第 1 ～ 別図第 5 （省略）				別表第22 ～ 別表第26 （変更なし） 別図第 1 ～ 別図第 5 （変更なし）				

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第8編 T C A の管理

令和4年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 T C Aの管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
第8編 T C Aの管理 目次 （省略） 第1章 通則 第1条 ～ 第3条 （省略） （手引の作成） 第4条 臨界技術第2課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたT C A本体施設管理手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。 （1）巡視及び点検に関する事項 （2）異常時の措置に関する事項 （3）燃料要素の管理に関する事項 （4）廃止措置に関する事項 2 工務第1課長は、特定施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたT C A特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。 （1）運転操作に関する事項 （2）巡視及び点検に関する事項 （3）異常時の措置に関する事項 3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。 4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。 第5条 （省略） 第2章 保守管理 第6条 （省略） （施設管理実施計画等の策定） 第7条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌す	第8編 T C Aの管理 目次 （変更なし） 第1章 通則 第1条 ～ 第3条（変更なし） （手引の作成） 第4条 臨界技術第2課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたT C A本体施設管理手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。 （1）巡視及び点検に関する事項 （2）異常時の措置に関する事項 （3）燃料要素の管理に関する事項 （4）廃止措置に関する事項 2 工務第1課長は、特定施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたT C A特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。 （1）運転操作に関する事項 （2）巡視及び点検に関する事項 （3）異常時の措置に関する事項 3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。 4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、<u>T C A廃止措置施設保安主務者（以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）</u>の同意を得なければならない。 5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。 第5条 （変更なし） 第2章 保守管理 第6条 （変更なし） （施設管理実施計画等の策定） 第7条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌す	記載の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 T C Aの管理）

変 更 前	変 更 後	備考
る設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u> <u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> <u>3 第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第5条の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u> <u>4 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u> <u>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u> <u>7 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u> （保全活動の実施） 第8条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・	る設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>（削る）</u> <u>2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第5条の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u> <u>3 臨界技術第2課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> <u>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u> <u>5 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u> <u>6 臨界技術第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u> （保全活動の実施） 第8条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設	第7条第1項ロ及びニと重複しているため削除 項番号の繰上げ 第7条第2項の削除に伴う変更 第7条第2項の削除に伴う変更 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 T C Aの管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。	備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。	第7条第2項の削除に伴う変更
第9条 （省略）	第9条 （変更なし） <u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第9条の2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、T C A（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u>	施設管理の有効性評価の明確化のため
第10条 ～ 第13条 （省略）	第10条 ～ 第13条 （変更なし） <u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u>	
（保守結果の報告等） 第14条 原子力施設検査室長は第10条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	（保守結果の報告等） 第14条 原子力施設検査室長は、第10条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、 <u>その結果を</u> 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	記載の適正化 記載の適正化
2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、 <u>定期事業者検査が終了したとき、第12条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を</u> それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。 <u>また、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。</u>	2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、 <u>第10条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u>	報告対象の明確化
<u>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u>	<u>3 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長へ報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u>	通知先の変更 報告及び通知対象の明確化
<u>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u>	<u>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u> <u>5 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u>	項番号の繰下げ 第3項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ
第15条 （省略）	第15条 （変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 8 編 T C A の管理）

変 更 前	変 更 後	備考
第 3 章 燃料要素の管理 (燃料要素の貯蔵) 第16条 臨界技術第 2 課長は燃料要素を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第 1 に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。 2 臨界技術第 2 課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第 1 に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。 3 臨界技術第 2 課長は、<u>貯蔵施設に施錠し</u>、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入る<u>場合</u>は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。 第17条 ～ 第20条 (省略) 第 4 章 放射性廃棄物の保管 (省略) 第 5 章 異常時の措置 第 1 節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置) 第23条 臨界技術第 2 課長は、第27条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第 1 課長に通報しなければならない。 2 工務第 1 課長は、第15条の巡視<u>並びに</u>第27条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに臨界技術第 2 課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第 2 課長は、前項の通報を受けた<u>場合</u>、第 2 編第56条の定めにより放射線管理第 2 課長から異常を認めた旨の通報を受けた<u>場合</u>及び第 1 項の調査の結果、その異常が T C A の保安に支障を及ぼすと認め<u>る</u>ときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 第24条 (省略) 第 2 節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (燃料要素に異常を認めた場合の措置)	第 3 章 燃料要素の管理 (燃料要素の貯蔵) 第16条 臨界技術第 2 課長は燃料要素を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第 1 に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。 2 臨界技術第 2 課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第 1 に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。 3 臨界技術第 2 課長は、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入る<u>とき</u>は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。 第17条 ～ 第20条 (変更なし) 第 4 章 放射性廃棄物の保管 (変更なし) 第 5 章 異常時の措置 第 1 節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置) 第23条 臨界技術第 2 課長は、第27条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常<u>な</u>状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第 1 課長に通報しなければならない。 2 工務第 1 課長は、第15条の巡視<u>及び</u>第27条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常<u>な</u>状態に復帰させるための措置を講じるとともに臨界技術第 2 課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第 2 課長は、前項の通報を受けた<u>とき</u>、第 2 編第56条の定めにより放射線管理第 2 課長から異常を認めた旨の通報を受けた<u>とき</u>及び第 1 項の調査の結果、その異常が T C A の保安に支障を及ぼすと認め<u>た</u>ときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 第 24 条 (変更なし) 第 2 節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (燃料要素に異常を認めた場合の措置)	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 8 編 T C A の管理）

変 更 前	変 更 後	備考
第25条 臨界技術第 2 課長は、燃料要素に異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。 (1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。 (2) 汚染があるときは、放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上の措置を講ずること。	第25条 臨界技術第 2 課長は、燃料要素に異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。 (1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。 (2) 汚染があるときは、放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上の措置を講ずること。	記載の適正化
第26条 (省略)	第 26 条 (変更なし)	
第 3 節 地震後の措置 (省略)	第 3 節 地震後の措置 (変更なし)	
第 4 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)	第 4 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)	
第28条 勤務時間外において、第 1 編第40条第 2 項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第 1 編第39条第 1 項第 3 号において定める連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第 2 課長に通報しなければならない。 2 臨界技術第 2 課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が T C A の保安に支障を及ぼすと認めたときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、T C A の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が T C A の保安に重大な影響があると認めたときは、所長に通報しなければならない。	第28条 勤務時間外において、第 1 編第40条第 2 項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第 1 編第39条第 1 項第 3 号において定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第 2 課長に通報しなければならない。 2 臨界技術第 2 課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が T C A の保安に支障を及ぼすと認めたときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、T C A の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が T C A の保安に重大な影響があると認めたときは、所長に通報しなければならない。	記載の適正化
第 5 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)	第 5 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)	
第29条 臨界技術第 2 課長は、第 5 章第 1 節から第 4 節の規定において、当該異常の状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると認めたときは、第 1 編第40条第 3 項及び第42条第 2 項の定めにより措置しなければならない。	第29条 臨界技術第 2 課長は、第 5 章第 1 節から第 4 節の規定において、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めたとき、又は非常事態に発展するおそれがあると認めたときは、第 1 編第40条第 3 項及び第42条第 2 項の定めにより措置しなければならない。	記載の適正化
第 6 章 放射線管理 ～ 第 7 章 保安教育 (省略)	第 6 章 放射線管理 ～ 第 7 章 保安教育 (変更なし)	
別表第 1 ～ 別表第 6 (省略)	別表第 1 ～ 別表第 6 (変更なし)	
別図第 1 ～ 別図第 2 (その 2) (省略)	別図第 1 ～ 別図第 2 (その 2) (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第9編 F C A の管理

令和4年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 9 編 F C A の管理）

変 更 前	変 更 後	備考
第 9 編 F C A の管理 目次 （省略） 第 1 章 通則 （省略） 第 2 章 保守管理 第 7 条 （省略） （施設管理実施計画等の策定） 第 8 条 臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>2 臨界技術第 2 課長及び工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u> <u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> <u>3 第 1 項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 6 条の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u>	第 9 編 F C A の管理 目次 （変更なし） 第 1 章 通則 （変更なし） 第 2 章 保守管理 第 7 条 （変更なし） （施設管理実施計画等の策定） 第 8 条 臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>（削る）</u> <u>2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 6 条の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u>	第 8 条第 1 項ロ及びニと重複しているため削除 項番号の繰上げ 第 8 条第 2 項の削除に伴う変更

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 F C Aの管理）

変 更 前	変 更 後	備考
<u>4</u> 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>5</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>6</u> 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 <u>7</u> 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	<u>3</u> 臨界技術第2課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 <u>6</u> 臨界技術第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。	第8条第2項の削除に伴う変更 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ
（保全活動の実施） 第9条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第10条 （省略）	（保全活動の実施） 第9条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第10条 （変更なし） <u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第10条の2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、F C A（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u>	第8条第2項の削除に伴う変更 施設管理の有効性評価の明確化のため
第11条 ～ 第14条 （省略） （保守結果の報告等） 第15条 原子力施設検査室長は第11条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。また、工務第1課長及び放射線管理	第11条 ～ 第14条 （変更なし） （保守結果の報告等） 第15条 原子力施設検査室長は、第11条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第11条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。	記載の適正化 記載の適正化 報告対象の明確化 通知先の変更

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 F C Aの管理）

変 更 前	変 更 後	備考
<u>第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。</u>	<u>3 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長へ報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u>	報告及び通知対象の明確化
<u>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u>	<u>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u>	項番号の繰下げ
<u>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u>	<u>5 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u>	第3項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ
第16条 （省略）	第16条 （変更なし）	
第3章 燃料要素の管理 ～ 第4章 放射性廃棄物の保管 （省略）	第3章 燃料要素の管理 ～ 第4章 放射性廃棄物の保管 （変更なし）	
第5章 異常時の措置	第5章 異常時の措置	
第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）	第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）	
第21条 臨界技術第2課長は、第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。	第21条 臨界技術第2課長は、第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。	記載の適正化
2 工務第1課長は、第16条の巡視及び第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに、臨界技術第2課長に通報しなければならない。	2 工務第1課長は、第16条の巡視及び第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、臨界技術第2課長に通報しなければならない。	記載の適正化
3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、第1項の調査の結果、その異常がF C Aの保安に支障を及ぼすと認めたときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。	3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常がF C Aの保安に支障を及ぼすと認めたときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。	記載の適正化
4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。	4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。	
第22条 （省略）	第22条 （変更なし）	
第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 （省略）	第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 （変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 9 編 F C A の管理）

変 更 前	変 更 後	備考
第 3 節 地震後の措置 （地震後の措置） 第25条 震度 4 以上の地震が発生したときは、臨界技術第 2 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を点検し、F C A の保安に影響がないことを確認しなければならない。 2 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の点検の結果を臨界技術第 2 課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第 2 課長は、第 1 項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	第 3 節 地震後の措置 （地震後の措置） 第25条 震度 4 以上の地震が発生したときは、臨界技術第 2 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を<u>それぞれ</u>点検し、F C A の保安に影響がないことを確認しなければならない。 2 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の点検の結果を臨界技術第 2 課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第 2 課長は、第 1 項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。	記載の適正化
第 4 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置） 第26条 勤務時間外において、第 1 編第40条第 2 項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第 1 編第39条第 1 項第 3 号において定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第 2 課長に通報しなければならない。 2 臨界技術第 2 課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が F C A の保安に支障を及ぼすと認めたときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、F C A の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が F C A の保安に重大な影響があると認めたときは、所長に通報しなければならない。	第 4 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置） 第26条 勤務時間外において、第 1 編第40条第 2 項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第 1 編第39条第 1 項第 3 号において定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、<u>正常な</u>状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第 2 課長に通報しなければならない。 2 臨界技術第 2 課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が F C A の保安に支障を及ぼすと認めたときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、F C A の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が F C A の保安に重大な影響があると認めたときは、所長に通報しなければならない。	記載の適正化
第 5 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 （省略）	第 5 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 （変更なし）	
第 6 章 放射線管理 第28条 （省略）	第 6 章 放射線管理 第28条 （変更なし）	
（放射線管理測定機器） 第29条 第 2 編第38条第 1 項に定める F C A に係る放射線測定機器は、別表第 3 及び別表第 4 に掲げるとおりとする。	（放射線測定機器） 第29条 第 2 編第38条第 1 項に定める F C A に係る放射線測定機器は、別表第 3 及び別表第 4 に掲げるとおりとする。	記載の適正化
第30条 （省略）	第30条 （変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 9 編 F C A の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
第 7 章 保安教育 （省略）	第 7 章 保安教育 （変更なし）	
別表第 1 ～ 別表第 6 （省略）	別表第 1 ～ 別表第 6 （変更なし）	
別図第 1 ～ 別図第 2 （その 2） （省略）	別図第 1 ～ 別図第 2 （その 2） （変更なし）	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 11 編 S T A C Y の管理

令和 4 年 3 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACY の管理)

[illegible]

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
(6) 不使用設備の管理に関する事項 2 工務第 1 課長は、特定施設に関し、前項第 1 号から第 4 号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。 4 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認又は前項の同意をしようとするときは、S T A C Y 原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。 5 臨界ホット試験技術部長は第 1 項の承認をしたとき、工務技術部長は第 2 項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。 第 2 章 運転管理 第 10 条 ～ 第 22 条 （省略） 第 3 章 保守管理 第 22 条の 2 ～ 第 22 条の 3 （省略） （施設管理実施計画等の策定） 第 22 条の 4 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事にに関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定し</u>	(7) 不使用設備の管理に関する事項 2 工務第 1 課長は、特定施設に関し、前項第 1 号から第 4 号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。 4 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認又は前項の同意をしようとするときは、S T A C Y 原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。 5 臨界ホット試験技術部長は第 1 項の承認をしたとき、工務技術部長は第 2 項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。 第 2 章 運転管理 第 10 条 ～ 第 22 条 （変更なし） 第 3 章 保守管理 第 22 条の 2 ～ 第 22 条の 3 （変更なし） （施設管理実施計画等の策定） 第 22 条の 4 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事にに関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>(削る)</u>	使用に伴い可燃物の管理に関する事項を追加 号番号の繰下げ 第 22 条の 4 第 1 項ロ及びニと重

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>なければならない。</u> <u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> <u>3 第 1 項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 7 条の 2 の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表</u>を定めることができる。 <u>4 臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 3 項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>5 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u> <u>6 臨界ホット試験技術部長は、第 4 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u> <u>7 臨界技術第 1 課長は、第 4 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u> （保全活動の実施） 第22条の 5 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画<u>並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第22条の 6 （省略） 第23条 ～ 第25条の 2 （省略）	<u>2 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 7 条の 2 の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u> <u>3 臨界技術第 1 課長は、第 1 項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> <u>4 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u> <u>5 臨界ホット試験技術部長は、第 3 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u> <u>6 臨界技術第 1 課長は、第 3 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u> （保全活動の実施） 第22条の 5 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第22条の 6 （変更なし） <u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第22条の 7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、S T A C Y（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u> 第23条 ～ 第25条の 2 （変更なし）	複しているため 削除 第22条の 4 第 2 項の削除に伴う 変更 第22条の 4 第 2 項の削除に伴う 変更 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 第22条の 4 第 2 項の削除に伴う 変更 施設管理の有効 性評価の明確化 のため

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
（保守結果の報告等） 第26条 原子力施設検査室長は、第23条第 5 項及び第25条の 2 第 5 項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>定期事業者検査が終了したとき、第25条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第15の 2 に掲げるところにより、報告又は通知</u>しなければならない。 <u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。 <u>4</u> 臨界ホット試験技術部長は、第 2 項の報告<u>及び</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第27条 （省略）	（保守結果の報告等） 第26条 原子力施設検査室長は、第23条第 5 項及び<u>前条</u>第 5 項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>第23条第 5 項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告</u>しなければならない。 <u>3</u> 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>第25条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第 5 項に係る第 1 項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係のある課長等に通知</u>しなければならない。 <u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。 <u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第 2 項<u>及び第 3 項の報告並びに</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第27条 （変更なし） <u>（維持すべき機器等の管理）</u> 第27条の 2 臨界技術第 1 課長は、別表第15の 3 に掲げる機器等について、同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。 <u>2 臨界技術第 1 課長は、前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換</u>しなければならない。 <u>（自然現象等に備えた管理）</u> 第27条の 3 臨界技術第 1 課長は、S T A C Y の周辺に森林火災が発生した場合に備えて、<u>別図第 3 に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理</u>しなければならない。 <u>2 臨界技術第 1 課長は、竜巻（藤田スケール F 1、最大風速 49 m/s）による飛来によって、S T A C Y に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければなら</u>ない。 <u>3 臨界技術第 1 課長は、飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視</u>しなければならない。 <u>4 臨界技術第 1 課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管</u>理しなければならない。	記載の適正化 報告対象の適正化 報告及び通知対象の適正化 項番号の繰下げ 項番号の繰下げ及び記載の適正化 貯蔵設備の先行使用に伴い維持すべき機器等の管理を追加 貯蔵設備の先行使用に伴い自然現象等に備えた管理を追加

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACY の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
第 4 章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 ～ 第 5 章 放射性廃棄物の保管 （省略）	第 4 章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 ～ 第 5 章 放射性廃棄物の保管 （変更なし）	貯蔵設備の先行使用に伴い自然現象等が発生した場合の措置を明確化
第 6 章 異常時の措置	第 6 章 異常時の措置	
第 1 節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 ～ 第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 （省略）	第 1 節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 ～ 第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 （変更なし）	
第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 （自然現象等が発生した場合の措置）	第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 （自然現象等が発生した場合の措置）	
第43条 <u>臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、震度 4 以上の地震が発生したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を点検し、S T A C Y の保安に影響がないことを確認しなければならない。竜巻、火山による降灰、森林火災等により、施設の安全に影響を与えるおそれがあるときそれぞれの課長が認めたときも、同様とする。</u>	第43条 <u>震度 4 以上の地震が発生したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u>	
<u>2 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の点検の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</u>	<u>2 竜巻が S T A C Y 周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u>	
<u>3 臨界技術第 1 課長は、第 1 項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u>	<u>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u> <u>(1) S T A C Y に影響を及ぼす降灰があった場合、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u>	
<u>4 臨界技術第 1 課長は、第 1 項のうち火山による降灰により、安全施設の安全機能を損なうおそれがあると認めたときは、火山灰を除去しなければならない。</u>	<u>(2) 降下火砕物の荷重により、S T A C Y に損傷を及ぼすおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</u>	
	<u>4 原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、S T A C Y に影響を及ぼすおそれがある場合、当該火災の終息後、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u>	
	<u>5 原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u>	
	<u>6 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 1 項から前項の点検の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</u>	
	<u>7 臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 5 項までの点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u>	
第 6 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 ～ 第 7 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 （省略）	第 6 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 ～ 第 7 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 （変更なし）	
第 7 章 放射線管理 （省略）	第 7 章 放射線管理 （変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

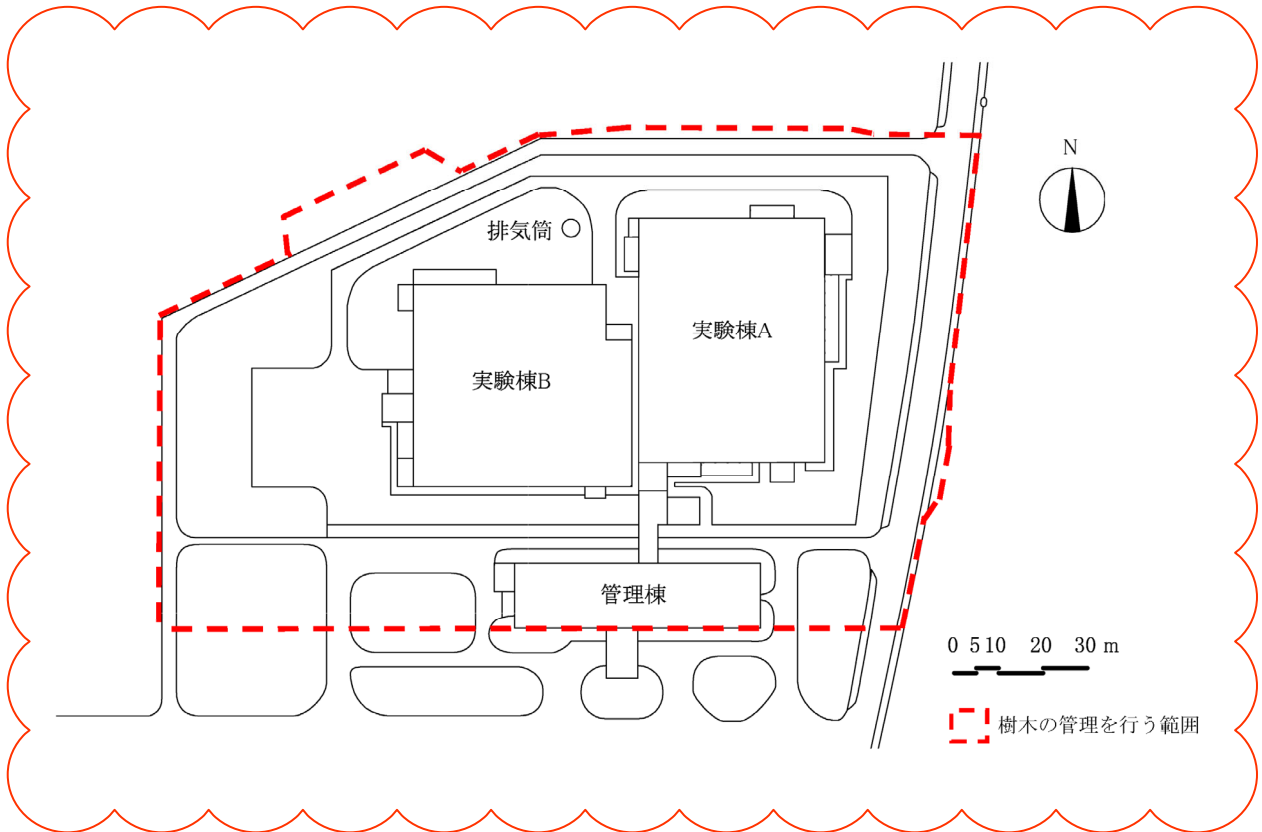
変 更 前				変 更 後		備 考
別表第 1 ～ 別表第15 （省略）				別表第 1 ～ 別表第15 （変更なし）		第26条の変更に 伴う別表第15の 2の削除
別表第15の 2 保守結果の報告（第26条関係）				別表第15の 2 削除		
報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先			
<u>臨界技術第 1 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 23 条に定める検査が終了した とき</u>	<u>臨界ホット試験技術 部長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 25 条第 1 項の定めにより臨界 技術第 1 課長が作成した修理及び 改造計画に基づく作業とその使用 前事業者検査が終了したとき</u>				
<u>工務第 1 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 23 条に定める検査が終了した とき</u>	<u>工務技術部長 臨界技術第 1 課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 25 条第 1 項の定めにより工務 第 1 課長が作成した修理及び改造 計画に基づく作業とその使用前事 業者検査が終了したとき</u>				
<u>放射線管理 第 2 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 23 条に定める検査が終了した とき</u>	<u>放射線管理部長 臨界技術第 1 課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 25 条第 1 項の定めにより放射 線管理第 2 課長が作成した修理及 び改造計画に基づく作業とその使 用前事業者検査が終了したとき</u>				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

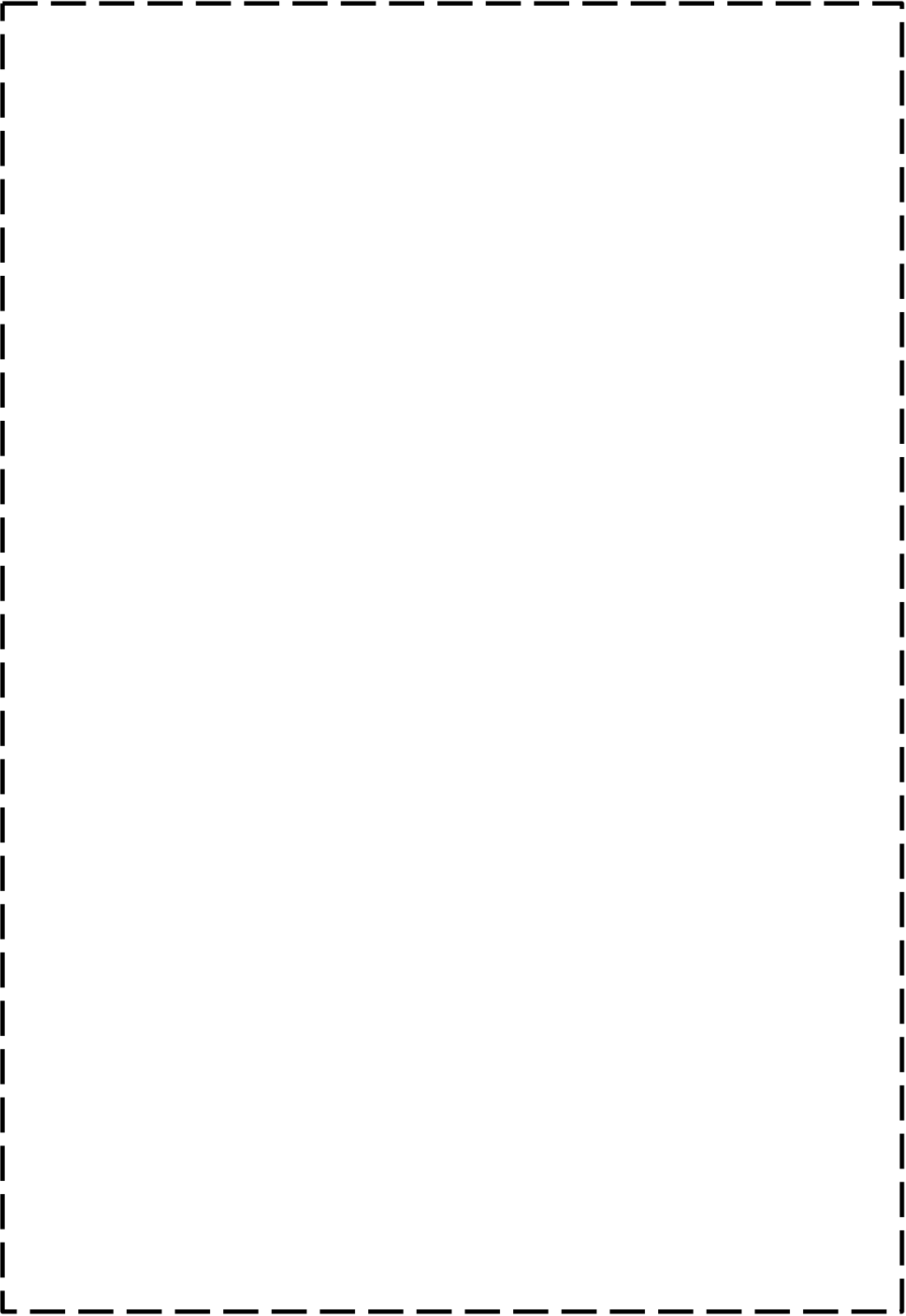
変 更 前	変 更 後					備 考
	別表第15の3 維持すべき機器等（第27条の2関係）					貯蔵設備の先行 使用に伴い維持 すべき機器等を 追加
	分 類	種 類		設 置 場 所	数 量	
	<u>避難用の照明</u> ^{* 1}	<u>保安灯</u>		<u>実験棟A</u>	<u>40 台</u>	
				<u>実験棟B</u>	<u>16 台</u>	
		<u>非常用照明灯</u>		<u>実験棟A</u>	<u>145 台</u>	
				<u>実験棟B</u>	<u>98 台</u>	
		<u>誘導灯</u>		<u>実験棟A</u>	<u>74 台</u>	
				<u>実験棟B</u>	<u>53 台</u>	
	<u>可搬式の 仮設照明</u> ^{* 1}	<u>懐中電灯</u>		<u>実験棟入口付近</u>	<u>2 台</u>	
		<u>仮設照明（蓄電池式）</u>		<u>実験棟入口付近</u>	<u>1 台</u>	
	<u>通信連絡設備</u> ^{* 2}	<u>一斉放送装置</u>	<u>放送端末</u>	<u>制御室</u>	<u>1 台</u>	
			<u>スピーカ</u>	<u>実験棟A</u>	<u>52 台</u>	
				<u>実験棟B</u>	<u>46 台</u>	
			<u>ページング装置</u>		<u>実験棟A</u>	
		<u>実験棟B</u>			<u>38 台</u>	
		<u>施設間通信 連絡設備</u>	<u>固定電話</u>	<u>事故現場指揮所</u>	<u>1 台</u>	
			<u>携帯電話</u>	<u>事故現場指揮所</u>	<u>1 台</u>	
		<u>* 1：別図第4に配置を示す。</u>				
	<u>* 2：別図第5に配置を示す。</u>					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

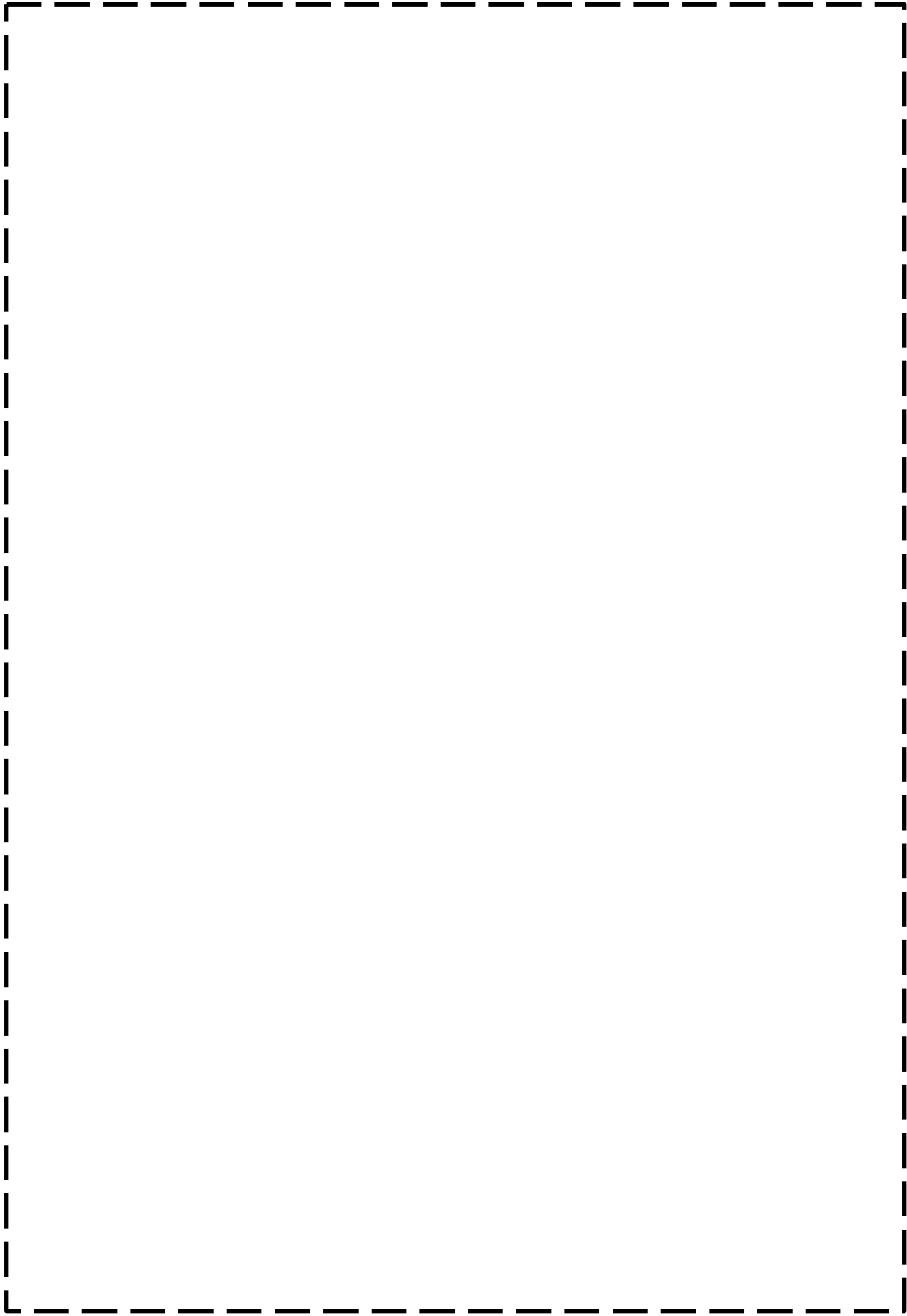
変 更 前					変 更 後					備 考	
別表第16 貯蔵施設における燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵制限量（第29条関係）					別表第16 貯蔵施設における燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵制限量（第29条関係）					貯蔵設備の先行使用に伴う追加制限量は調達する棒状燃料を元に計算（許可量は345.6kgU 及 び1440kgU）	
種 類		貯 蔵 施 設		制 限 量	種 類		貯 蔵 施 設		制 限 量		
		貯蔵場所	貯蔵設備				貯蔵場所	貯蔵設備			
棒状燃料	ウラン濃縮度 約 5wt%	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備	294kgU	棒状燃料	ウラン濃縮度 約 5wt%	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器	303kgU		
			棒状燃料収納容器			ウラン濃縮度 10wt%以下	炉室（S）	棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器	1260kgU		
溶液燃料	ウラン濃縮度 約 10wt%	溶液貯蔵室－ 7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU	溶液燃料	ウラン濃縮度 約 10wt%	溶液貯蔵室－ 7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU		
		溶液貯蔵室－ 9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU			溶液貯蔵室－ 9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU		
	ウラン濃縮度 約 6wt%	溶液貯蔵室－ 9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	500kgU		ウラン濃縮度 約 6wt%	溶液貯蔵室－ 9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	500kgU		
ウラン・プルト ニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	P u 保管室－ 3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	60kgPu	ウラン・プルト ニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	P u 保管室－ 3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	60kgPu		
	劣化ウラン	P u 保管室－ 3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	180kgU		劣化ウラン	P u 保管室－ 3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	180kgU		
ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約 1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台	92kgU	ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約 1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台	92kgU		
コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料	ウラン濃縮度 約 2～6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	260kgU	コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料	ウラン濃縮度 約 2～6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	260kgU		
ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料	ウラン濃縮度 約 20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混合 燃料収納架台	67kgU	ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料	ウラン濃縮度 約 20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混合 燃料収納架台	67kgU		
別表第16の 2 ～ 別表第21 （省略）					別表第16の 2 ～ 別表第21 （変更なし）						
別図第 1 （その 1） ～ 別図第 2 （その 4） （省略）					別図第 1 （その 1） ～ 別図第 2 （その 4） （変更なし）						

変 更 前	変 更 後	備 考
	別図第 3 S T A C Y 周辺に係る樹木の管理の範囲 	貯蔵設備の先行 使用に伴い樹木 の管理の範囲を 追加

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
	別図第 4（その 1）S T A C Y の避難用の照明の配置図（実験棟地下 1 階平面図） 	貯蔵設備の先行 使用に伴い避難 用の照明の配置 図を追加

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
	別図第 4（その 2）S T A C Y の避難用の照明の配置図（実験棟中地下 1 階平面図） 	貯蔵設備の先行 使用に伴い避難 用の照明の配置 図を追加

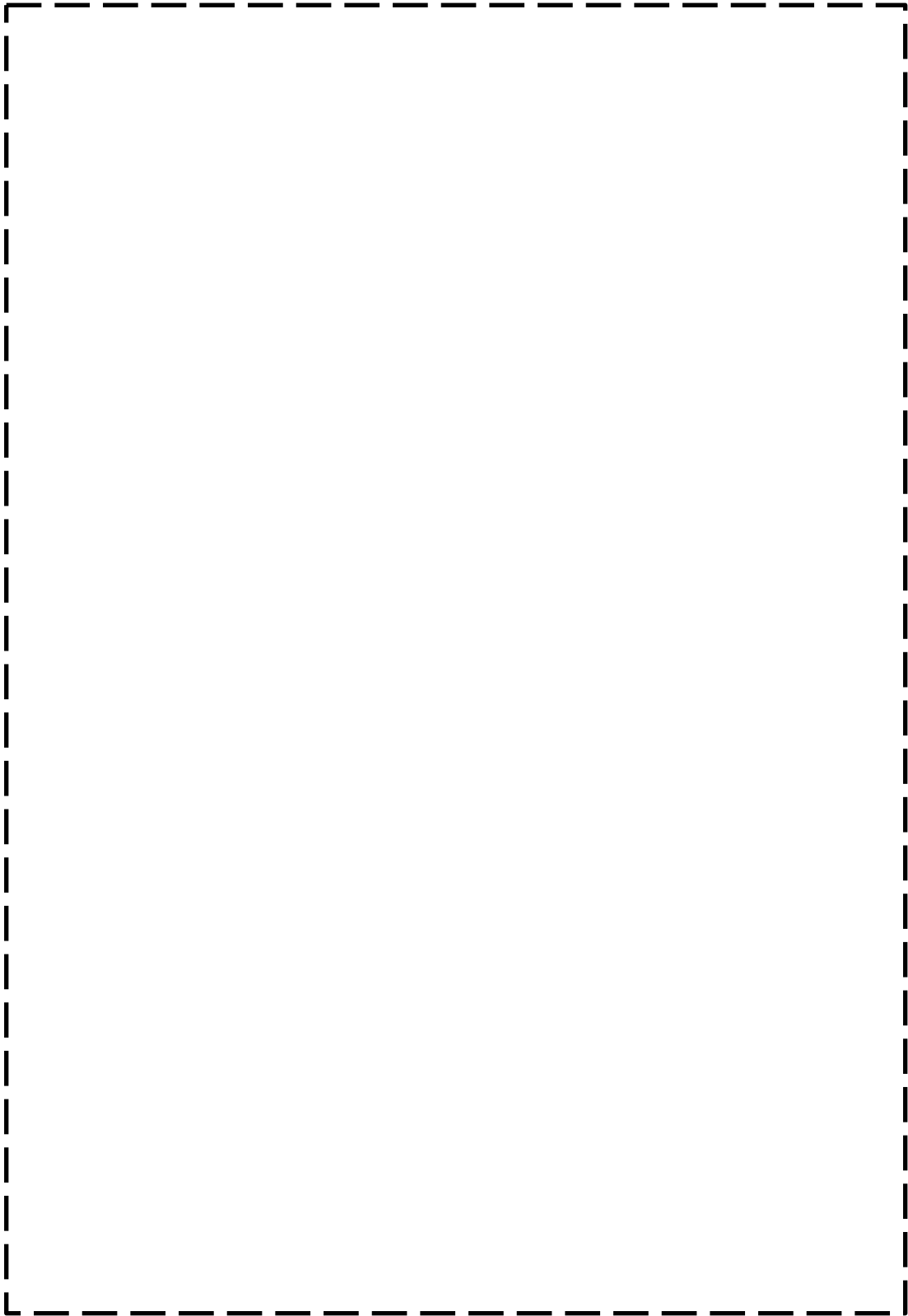
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
	別図第 4（その 3）S T A C Y の避難用の照明の配置図（実験棟 1 階平面図）	貯蔵設備の先行 使用に伴い避難 用の照明の配置 図を追加

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

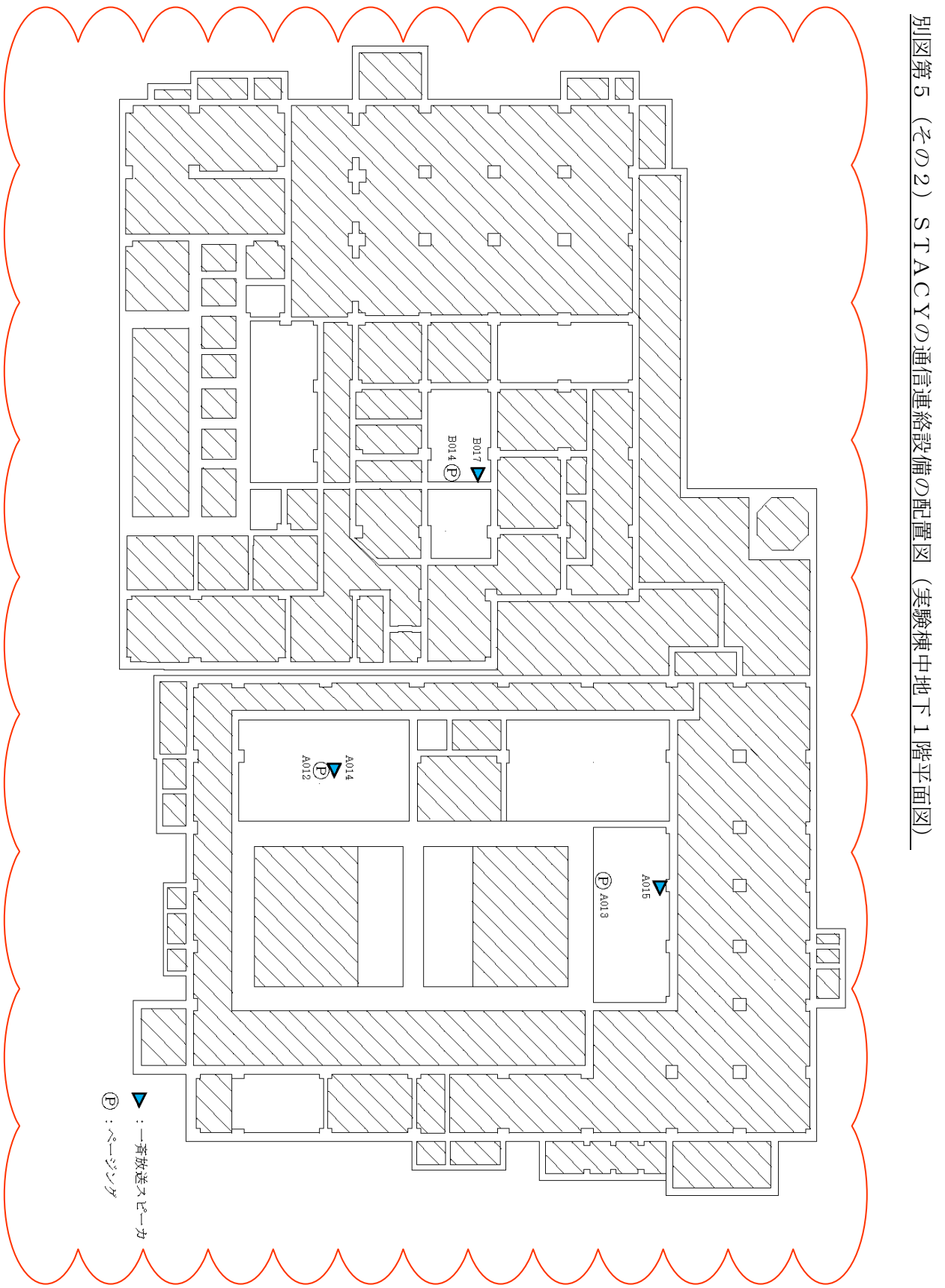
変 更 前	変 更 後	備 考
	別図第 4（その 4）S T A C Y の避難用の照明の配置図（実験棟 2 階平面図）	貯蔵設備の先行 使用に伴い避難 用の照明の配置 図を追加

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
	別図第 4（その 5）S T A C Y の避難用の照明の配置図（実験棟 3 階平面図） 	貯蔵設備の先行 使用に伴い避難 用の照明の配置 図を追加

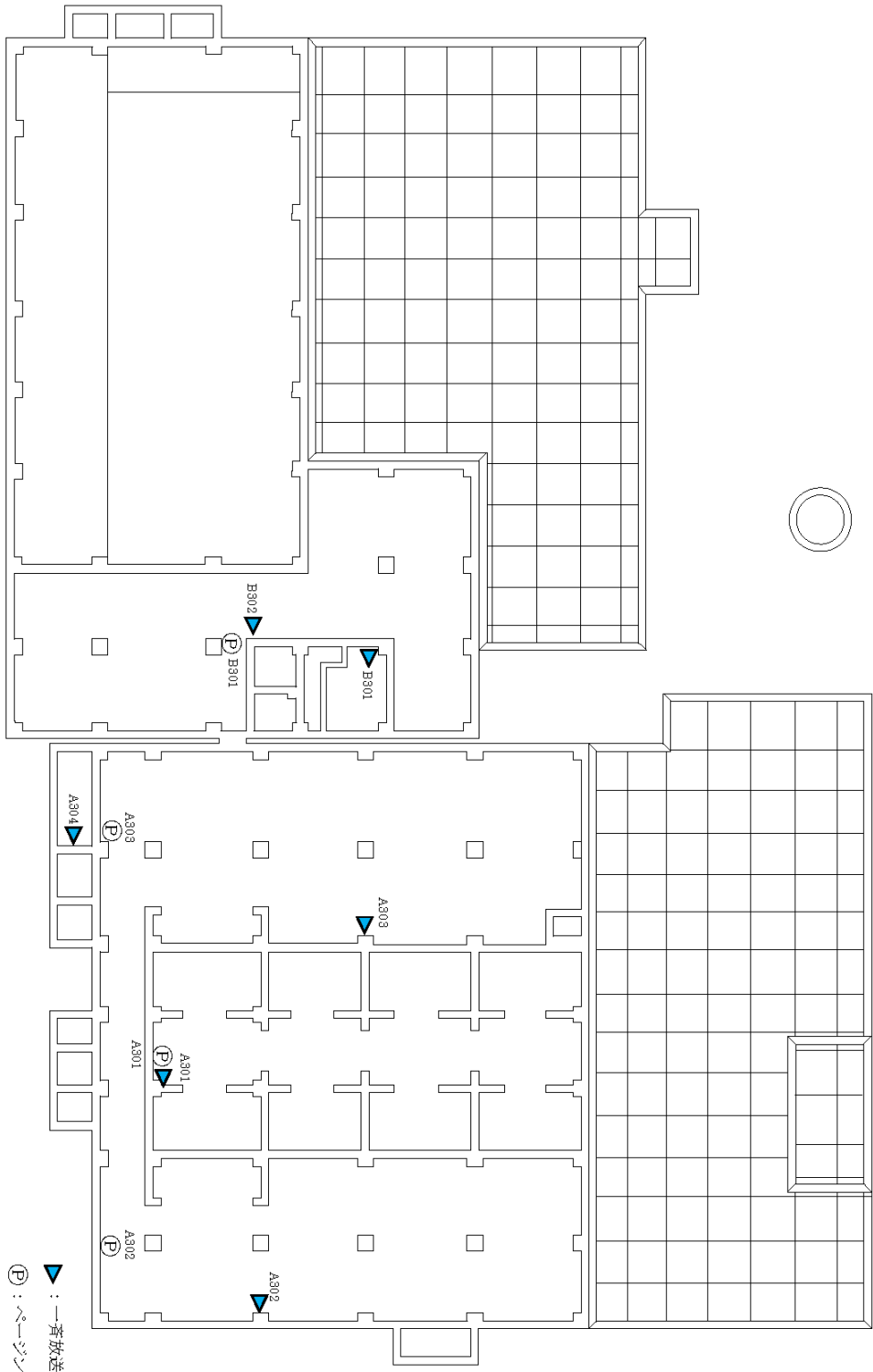
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACY の管理)

変 更 後		備 考
別図第5（その1）STACYの通信連絡設備の配置図（実験棟地下1階平面図）		貯蔵設備の先行 使用に伴い通信 連絡設備の配置 図を追加
変 更 前		

変 更 前	変 更 後	備 考
	別図第 5（その 2）S T A C Y の通信連絡設備の配置図（実験棟中地下 1 階平面図） 	貯蔵設備の先行 使用に伴い通信 連絡設備の配置 図を追加

変 更 前	変 更 後	備 考
		別図第 5（その 3）S T A C Y の通信連絡設備の配置図（実験棟 1 階平面図） 貯蔵設備の先行使用に伴い通信連絡設備の配置図を追加

備 考	
別図第 5 (その 4) STACY の通信連絡設備の配置図 (実験棟 2 階平面図)	
貯蔵設備の先行使用に伴い通信連絡設備の配置図を追加	

変 更 前	変 更 後	備 考
	別図第 5（その 5）S T A C Y の通信連絡設備の配置図（実験棟 3 階平面図）  ▲：一斉放送スピーカ Ⓟ：ページング	貯蔵設備の先行使用に伴い通信連絡設備の配置図を追加

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 12 編 T R A C Y の管理

令和 4 年 3 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第12編 TRACYの管理)

変更前	変更後	備考
第12編 TRACYの管理 目次（省略） 第1章 通則 ～ 第1章の2 廃止措置管理（省略） 第2章 保守管理 第4条の13（省略） （施設管理実施計画等の策定） 第4条の14 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。	第12編 TRACYの管理 目次（変更なし） 第1章 通則 ～ 第1章の2 廃止措置管理（変更なし） 第2章 保守管理 第4条の13（変更なし） （施設管理実施計画等の策定） 第4条の14 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。 <u>（削る）</u> <u>2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第2条の2の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u> <u>3 臨界技術第1課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u>	第4条の14第1項ロ及びニと重複しているため削除 第4条の14第2項の削除に伴う変更 第4条の14第2項の削除に伴う変更

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 12 編 T R A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>5</u> 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>6</u> 臨界ホット試験技術部長は、第<u>4</u>項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 <u>7</u> 臨界技術第 1 課長は、第<u>4</u>項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 （保全活動の実施） 第 4 条の15 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第 4 条の16 （省略）	<u>4</u> 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第<u>3</u>項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 <u>6</u> 臨界技術第 1 課長は、第<u>3</u>項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 （保全活動の実施） 第 4 条の15 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第 4 条の16 （変更なし） （施設管理の有効性評価及び改善） 第 4 条の17 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、T R A C Y（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。 <u>2</u> 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。	項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 項番号の繰上げ 第 4 条の14第 2 項の削除に伴う変更 施設管理の有効性評価の明確化のため
第 5 条 ～ 第 7 条の 2 （省略） （保守結果の報告等） 第 8 条 原子力施設検査室長は、第 5 条第 5 項及び第<u>7 条の 2</u>第 5 項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 <u>2</u> 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>定期事業者検査が終了したとき、第 7 条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第 3 の 2 に掲げるところにより報告又は通知</u>しなければならない。	第 5 条 ～ 第 7 条の 2 （変更なし） （保守結果の報告等） 第 8 条 原子力施設検査室長は、第 5 条第 5 項及び<u>前条</u>第 5 項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 <u>2</u> 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>第 5 条第 5 項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告</u>しなければならない。 <u>3</u> 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>第 7 条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第 5 項に係る第 1 項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係のある課長等に通知</u>しなければならない。	記載の適正化 報告対象の適正化 報告及び通知対象の適正化
<u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試	<u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試	項番号の繰下げ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 12 編 T R A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
験技術部長に通知しなければならない。 <u>4</u> 臨界ホット試験技術部長は、第 2 項の報告<u>及び</u>前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第 9 条 （省略） 第 3 章 放射性廃棄物の保管 ～ 第 6 章 保安教育 （省略） 別表第 1 ～ 別表第 3 （省略）	験技術部長に通知しなければならない。 <u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第 2 項<u>及び</u>第 3 項の報告<u>並びに</u>前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。 第 9 条 （変更なし） 第 3 章 放射性廃棄物の保管 ～ 第 6 章 保安教育 （変更なし） 別表第 1 ～ 別表第 3 （変更なし）	項番号の繰下げ 及び記載の適正 化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 12 編 T R A C Y の管理）

変 更 前				変 更 後		備 考
別表第 3 の 2 <u>保守結果の報告（第 8 条関係）</u>				別表第 3 の 2 <u>（削除）</u>		第 8 条の変更に 伴う別表第 3 の 2 の削除
報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先			
<u>臨界技術第 1 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 5 条に定める検査が終了し たとき</u>	<u>臨界ホット試験技術 部長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 7 条第 1 項の定めにより臨 界技術第 1 課長が作成した修 理及び改造計画に基づく作業 とその使用前事業者検査が終 了したとき</u>				
<u>工務第 1 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 5 条に定める検査が終了し たとき</u>	<u>工務技術部長 臨界技術第 1 課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 7 条第 1 項の定めにより工 務第 1 課長が作成した修理及 び改造計画に基づく作業とそ の使用前事業者検査が終了し たとき</u>				
<u>放射線管理 第 2 課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第 5 条に定める検査が終了し たとき</u>	<u>放射線管理部長 臨界技術第 1 課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第 7 条第 1 項の定めにより放 射線管理第 2 課長が作成した 修理及び改造計画に基づく作 業とその使用前事業者検査が 終了したとき</u>				
別表第 4 ～ 別表第 7 （省略）				別表第 4 ～ 別表第 7 （変更なし）		
別図第 1（その 1） ～ 別図第 2（その 4） （省略）				別図第 1（その 1） ～ 別図第 2（その 4） （変更なし）		